

令和 4 年 川 西 町 議 会
第 3 回 定 例 会 議 録

開会 令和 4 年 9 月 8 日

閉会 令和 4 年 9 月 22 日

令和 4 年川西町議会
第 3 回定例会会議録

(第 1 号)

令和 4 年 9 月 8 日

令和4年川西町議会第3回定例会会議録（開会）

召集年月日	令和4年9月8日		
召集の場所	川西町役場議場		
開 会	令和4年9月8日 午前10時00分 宣告		
出席議員	1番 阪本 学	2番 弓仲 利博	3番 福山 臣尾
	4番 堀 格	5番 松村 定則	6番 安井 知子
		8番 伊藤 彰夫	9番 石田 三郎
	10番 寺澤 秀和		12番 芝 和也
欠席議員	7番 福西 広理	11番 中嶋 正澄	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 小澤 晃広	副町長 森田 政美	
	教育長 橋本 宗和	総務特別参事 江畑 幸男	
	行政改革統括理事 石田 知孝	まちマネジメント担当理事 山口 尚亮	
	まちづくり推進担当理事 乾井 宏純	教育委員会事務局長 吉岡 秀樹	
	総務課長 西川 直明	税務課兼債権管理課長 松下 正嗣	
	住民保険課長 大西 成弘	福祉こども課長 中森 委香	
	長寿介護課長 栗林 美子	まちづくり推進課長 喜多 勲	
社会教育課長 浅田 裕信	デジタル推進室長 梅津 光章		
	会計管理者 岡田 充浩		
	監査委員 西田 亜希子		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也		
	モニター係 西村 俊哉		
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ		
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した		
	1番 阪本 学 議員	2番 弓仲 利博 議員	

川西町議会第3回定例会（議事日程）

令和4年9月8日(水) 午前10時00分 開会

日 程	議 案 番 号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3		諸報告
	報告第4号	専決処分の報告について
	報告第5号	放棄した債権の報告について
	報告第6号	健全化判断比率の報告について
	報告第7号	川西町資金不足比率の報告について
	報告第8号	川西町土地開発公社の経営状況等の報告について
第4	認定第1号	令和3年度川西町一般会計決算について
第5	認定第2号	令和3年度川西町国民健康保険特別会計決算について
第6	認定第3号	令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計決算について
第7	認定第4号	令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計決算について
第8	認定第5号	令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算について
第9	認定第6号	令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について
第10	認定第7号	令和3年度川西町水道事業会計決算について
第11	認定第8号	令和3年度下水道事業会計決算について
第12	議案第38号	令和4年度川西町一般会計補正予算について
第13	議案第39号	令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について
第14	議案第40号	令和4年度川西町下水道事業会計補正予算について
第15	議案第41号	川西町附属機関設置条例の一部改正について
第16	議案第42号	川西町介護保険条例の一部改正について

第 17	議案第 43 号	川西町営住宅条例の一部改正について
第 18	同意第 4 号	川西町教育委員会教育長の任命について
第 19	同意第 5 号	川西町教育委員会委員の任命について
第 20	同意第 6 号	川西町公平委員会委員の選任について
第 21	発議第 4 号	町長の専決処分事項に関する条例を廃止する条例について
第 22	発議第 5 号	町長の専決処分事項の指定について

(午前10時00分 開会)

議 長 (寺澤秀和) 皆さんおはようございます。

これより、令和4年、川西町議会第3回定例会を開会いたします。

なお、本定例会におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着を求めますので御了承ください。

会議に先立ち、7番、福西広理議員、11番、中嶋正澄議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。

町長より、定例会招集についての挨拶を受けることにいたします。

町長。

町 長 (小澤晃広) 皆様おはようございます。

本日ここに、令和4年川西町議会第3回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かと御多用の中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、平素より、町政運営に関しまして、格別の御理解、御協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

さて、ここ奈良において、安倍元総理が凶弾に倒れられ、早2ヶ月が過ぎました。多年に亘り国政に尽力・貢献された元総理の御冥福をまずは心よりお祈りしたいと思います。

いかなる理由があつたとしても、暴力により尊い生命を奪うことは決して許されることではありません。強く遺憾の意を表するとともに、皆様とともにこのようなテロ行為を許すことはないという意味を確認させていただき、人権を守るまちづくり、安心安全なまちづくりを進めて参りたいと改めて考えております。

また、3回目の秋を迎えました新型コロナウイルスの感染拡大は、今なお、とどまることを知らず、新規感染者は、全国で一時20万人を大きく超える事態となりました。現在は、増加傾向が収まりつつあるものの、病床使用率は高止まりを続け、医療現場では予断を許さない厳しい状態が続いております。私たちの川西町においても、多数の感染患者が発生しており、若年層の感染割合が高まるなか、既に新学期が始まり、感染防止対策に注力しながら、コロナとの共存を視野に入れながら、町行政を慎重に、一方で積極的に進めていかねばならないと考えているところです。

さらには、ロシアのウクライナ侵攻開始から半年が経過しております。未だ戦線拡大はとどまる兆しを見せず、長期化の様相を呈する中、世界経済の混乱でエネルギーや食糧価格が高騰し、日本においても電気料金や様々な食料品・生活雑貨の値上げが顕著となり、私たちの生活にも影響を及ぼし始めています。今後も注視していかねばならないと考えておる次第です。

私が就任し、1年が経過いたしました。四つの柱として、シニアの生活支援強化、子育て教育の支援強化、人と企業が集まるまちづくりの推進、行政

改革の推進を掲げてスタートいたしました。四つの柱、いずれの分野も、議員の皆様をはじめ、住民の皆様、川西町に関わってくださっている事業者の皆様の御理解・御協力に支えていただきながら、幹部職員をはじめとする町職員との相互理解、協力、また、職員の皆さんの尽力等によりまして、政策を実行しはじめたり、検討を深めるなど、川西町でのより良い暮らし、川西町のより良い未来づくりに向けて動きを活発化できていると感じております。

しかし、まだスタートを切ったばかりです。この動きを確かなものとし、さらに活発なものとして継続していく、そして、結果に結びつけるまでやり切ることが大切だと考えております。

現在の社会情勢を見ますと悲観なことばかりが目に見えますが、川西町には、ウィズコロナ、ポストコロナの時代に向け、明るい話題もございます。

この秋、川西町でも3年ぶりに町民運動会や文化祭の開催をしようと御準備を進めていただいております。来年の春には、拡張を進めております工業ゾーンの完成引渡しを予定しております。引き続き、住民の皆様、事業者の皆様など、御関係の皆様と連帯協力し、川西町のより良い暮らし、川西町のより良い未来を作っていくことができるよう謙虚に前向きに努めてまいります。引き続きの御指導、御鞭撻の程よろしくお願い申し上げます。

さて、本定例会では、令和3年度の川西町一般会計決算をはじめ、8件の決算認定、令和4年度の一般会計補正予算など3件の予算案、さらに、条例改正案3件と人事同意案3件などを上程いたしておりますが、何とぞ、慎重御審議の上、御議決、御同意賜りますようお願い申し上げます。簡単ですが私の開会の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（寺澤秀和） 日程第1会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、阪本 学議員、2番、弓仲利博議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日より22日までの15日間としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日より22日までの15日間に決定をいたしました。

日程第3、諸報告に入ります。

報告第4号、専決処分報告について、報告第6号、健全化判断比率の報告について、報告第7号、川西町資金不足比率の報告について及び報告第8号、川西町土地開発公社の経営状況等の報告については、お手元に配付しておりますので、御清覧お祈りいたします。

それでは、川西町債権管理条例第11条第2項の規定により、報告第5号、放棄した債権の報告についてを町長に求めます。

町長。

町 長（小澤晃広） 御報告いたします。

報告第5号、放棄した債権の報告についてであります。これは、水道料金及び町営住宅使用料の滞納者の債権について、破産免責や債務者死亡、徴収停止後の履行困難などの事由により、川西町債権管理条例第11条第1項の規定に基づき、債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

放棄した債権の件数は20件、額は263万1980円であります。

報告は以上です。

議 長（寺澤秀和） 町長の説明が終わりました。

本件は、報告事項でありますので、御了承願います。

次に、報告第9号、定期監査報告につきましては、令和4年6月から令和4年8月期までの例月出納検査の結果報告が提出されております。その報告を西田監査委員に求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子） 令和4年6月から令和4年8月期に実施いたしました例月監査の結果を御報告申し上げます。

伊藤監査員とともに、地方自治法第235条の2第1項並びに地方公営企業法第27条の2第1項の規定により、令和4年度の川西町一般会計及び特別会計並びに企業会計の出納及び予算の執行状況につきまして、岡田会計管理者並びに山口事業担当理事に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計における予算の執行並びに現金の出納・保管などについては、過誤もなく適正に行われているものと認めましたので、ここに御報告申し上げます。

令和4年9月8日

監査委員 西田亜希子

議 長（寺澤秀和） 以上で諸報告が終わりました。

これより議事に入ります。

日程第5、認定第1号、令和3年度川西町一般会計決算についてより、日程第23、発議第5号、町長の専決処分事項の指定についての各案件につきましては、既に招集通知とともに配布をしております関係上、各位におかれましては熟読に願っておりますので、この際、各案件の朗読を省略したいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和） 異議なしと認めます。よって、各案件の朗読を省略することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

日程第5、認定第1号、令和3年度川西町一般会計決算について、日程第6、認定第2号、令和3年度川西町国民健康保険特別会計決算について、日程第7、認定第3号、令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計決算について、日程第8、認定第4号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計決

算について、日程第9、認定第5号、令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算について及び日程第10、認定第6号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてまでの認定案6件を一括議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長(寺澤秀和) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第6号までを一括議題とすることに決定をいたしました。

提出者の説明を求めます。

町長。

町 長(小澤晃広) 御説明いたします。

認定第1号、令和3年度川西町一般会計決算についてより、認定第6号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてまで、公営企業会計を除く5つの特別会計の決算について、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定を求めるものでございます。

まず、町財政の大宗を占める一般会計でございます。

令和3年度川西町歳入歳出決算書の2ページをご覧ください。

歳入総額55億9639万7532円に対し、歳出総額52億4690万5620円となり、歳入歳出差引額は3億4949万1912円であり、このうち、翌年度へ繰り越すべき財源4724万円を控除した実質収支額は、3億225万1912円となったところです。

以下、一般会計決算の詳細及び特別会計決算につきましては、会計管理者から御説明いたします。

議 長(寺澤秀和) 岡田会計管理者。

会計管理者(岡田充浩) それでは、認定第1号、令和3年度川西町一般会計決算について、まず歳入より、説明いたします。

決算書3ページをお願いいたします。第1款、町税、予算現額10億5064万9000円に対しまして、収入済額は、10億8555万2529円であります。

第2款、地方譲与税、予算現額2508万円に対しまして、収入済額は、2631万3000円であります。

第3款、利子割交付金、予算現額120万円に対しまして、収入済額は、84万1000円であります。

第4款、配当割交付金、予算現額910万円に対しまして、収入済額は、1138万6000円であります。

4ページをお願いいたします。第5款、株式等譲渡所得割交付金、予算現額300万円に対しまして、収入済額は、1300万3000円であります。

第6款、法人事業税交付金、予算現額2430万円に対しまして、収入済額は、2007万円であります。

第7款、地方消費税交付金、予算現額1億5940万円に対しまして、収入済額は、1億7887万5000円であります。

第8款、環境性能割交付金、予算現額243万2000円に対しまして、収入済額は、268万9000円であります。

第9款、地方特例交付金、予算現額2864万6000円に対しまして、収入済額は、2977万3000円であります。

第10款、地方交付税、予算現額、15億4559万2000円に対しまして、収入済額は、17億3357万6000円であります。

第11款、交通安全対策特別交付金、予算現額、60万9000円に対しまして、収入済額は、64万円であります。

5ページに移っていただきまして、第12款、分担金及び負担金、予算現額4431万4千円に対しまして、収入済額は、3972万3432円あります。

第13款、使用料及び手数料、予算現額6231万8000円に対しまして、収入済額は、5916万8410円あります。

第14款、国庫支出金、予算現額10億5275万1000円に対しまして、収入済額は、9億233万4507円あります。

第15款、県支出金、予算現額3億1558万2000円に対しまして、収入済額は、2億7984万1130円あります。

第16款、財産収入、予算現額153万2000円に対しまして、収入済額は、153万9806円あります。

6ページをお願いいたします。第17款、寄付金、予算現額2510万円に対しまして、収入済額は、2187万000千円あります。

第18款、繰入金、予算現額4億9225万7000円に対しまして、収入済額は、1億3875万1000円あります。

第19款、繰越金、予算現額、3億971万1000円に対しまして、収入済額は、3億971万1932円あります。

第20款、諸収入、予算現額6347万1000円に対しまして、収入済額は、6665万1786円あります。

第21款、町債、予算現額7億6827万8000円に対しまして、収入済額は、6億7407万8000円あります。

以上、歳入合計は、予算現額59億8532万2000円に対しまして、調定額57億3079万8028円、収入済額55億9639万7532円で、不納欠損額は、337万3794円、収入未済額は、1億3102万6702円あります。

次に歳出につきまして、各款ごとに説明いたします。

7ページをお願いいたします。第1款、議会費、予算現額1億2051万円に対しまして、支出済額は、1億1811万7414円あります。

第2款、総務費、予算現額10億4031万1000円に対しまして、支出済額は、9億7395万1707円で、翌年度繰越額は、1846万7000円あります。

第3款、民生費、予算現額16億6027万1千円に対しまして、支出済額は、15億376万4909円で、翌年度繰越額は、5857万5000円であります。

第4款、衛生費、予算現額3億8500万円に対しまして、支出済額は、3億3170万4160円であります。

8ページをお願いいたします。第5款、農商工業費、予算現額9559万4000円に対しまして、支出済額は、8581万9060円であり、翌年度繰越額は、25万2000円であります。

第6款、土木費、予算現額13億4104万8000円に対しまして、支出済額は、9億4503万1258円で、翌年度繰越額は、3億5936万9000円であります。

第7款、消防費、予算現額1億8298万4000円に対しまして、支出済額は、1億7591万5720円であります。

第8款、教育費、予算現額5億2581万4000円に対しまして、支出済額は、4億8511万6229円で、翌年度繰越額は、136万円であります。

9ページに移っていただきまして、第9款、公債費、予算現額6億522万6000円に対しまして、支出済額は、6億516万3179円であります。

第10款、諸支出金、予算現額2324万5000円に対しまして、支出済額は、2232万1984円であります。

第11款、予備費、予算現額531万9000円、支出済額は、0円ありますが、総務費へ447万5000円、民生費に20万6000円を充用しています。

以上、歳出合計は、予算現額59億8532万2千円に対しまして、支出済額は、52億4690万5620円であり、歳入歳出 差引残額3億4949万1912円を令和4年度へ繰り越しました。

次に、「財産に関する調書」について説明いたします。

122ページをお願いいたします。なお、ここでは、決算年度中に主な増減があった物件のみ報告させていただきます。

1、公有財産、(1)土地及び建物については、増減はございませんでした。次のページ、(2)有価証券につきましては、増減はございませんでした。(3)出資による権利につきましても、増減はございませんでした。

124ページをお願いいたします。2、物品につきましては、液晶テレビ2台、図書除菌機1台が増となりました。

次のページ、3、基金につきましては、各基金の上段に3月31日現在の額を、下段に出納整理期間中の増減を含めた額を表示しております。ここでは、上段の3月31日現在での各基金の増減の内訳につきまして、1円単位で説明させていただきます。

財政調整基金、利息40万721円の増。減債基金、取崩し1億6550

万円の減、積立3億64万円及び利息45万5437円の増、差引1億3559万5437円の増。地域福祉基金、利息9万5628円の増。地域づくり振興基金、利息8万1120円の増。国保財政調整基金、利息3万3801円の増。自治振興基金、取崩し229万5000円の減、利息4万4668円の増、差引225万332円の減。介護給付費準備基金、取崩し940万6117円の減、積立288万5297円及び利息4万2673円の増、差引647万8147円の減。環境整備基金、取崩2066万3000円の減、利息3万6819円の増、差引2062万6181円の減。川西町ふるさと応援基金、取崩し100万1000円の減、積立1259万3000円及び利息1万4982円の増、差引1160万6982円の増。川西町まちづくり基金、積立3億4383万1000円、利息19万323円、合計3億4402万1323円の増。森林環境譲与税基金、積立67万円、利息6円、合計67万6円の増でした。

126ページをお願いいたします。4、定額運用基金では、土地開発基金の年度中の増減となっております。同じく、上段の3月31日現在での基金の増減の内訳について説明いたします。総額の内訳として、現金の積立2億7599万9000円、利息8万4436円、合計2億7608万3436円の増でした。

ほか、土地及び貸付金に増減はございませんでした。

以上で財産に関する調書の説明を終わります。

続きまして、認定第2号、令和3年度川西町国民健康保険特別会計決算についてでございます。

128ページの実質収支に関する調書をお開きください。

国民健康保険特別会計の歳入総額は、10億5708万2234円、歳出総額は、10億3554万3733円で、歳入歳出 差引額2153万8501円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款について説明いたします。次の129ページをお願いいたします。

第1款、国民健康保険税、予算現額1億6896万7000円に対しまして、収入済額は、1億7629万9210円であります。

第2款、使用料及び手数料は、予算現額4万円に対しまして、収入済額は、4万5650円であります。

第3款、県支出金、予算現額8億2684万7000円に対しまして、収入済額は、7億6798万8927円であります。

第4款、連合会支出金、予算現額39万7000円に対しまして、収入済額は、38万4135円であります。

第5款、財産収入、予算現額3万4000円に対しまして、収入済額は、3万3801円であります。

第6款、繰入金、予算現額9490万6000円に対しまして、収入済額は、8650万2275円であります。

130ページをお願いいたします。第7款、繰越金、予算現額1743万9000円に対しまして、収入済額は、2208万5307円であります。

第8款、諸収入、予算現額29万1000円に対しまして、収入済額は、372万1929円であります。

第9款、国庫支出金、予算現額2万1000円に対しまして、収入済額は、2万1000円であります。

以上、歳入合計は、予算現額11億894万2000円に対しまして、調定額10億6325万4305円、収入済額10億5708万2234円で、不納欠損額は、35万6485円、収入未済額は、581万5586円であります。

次に、歳出の各款について説明いたします。131ページをお願いいたします。

第1款、総務費、予算現額3539万8000円に対しまして、支出済額は、2995万3392円であります。

第2款、保険給付費、予算現額7億7569万8000円に対しまして、支出済額は、7億1964万3961円であります。

第3款、国民健康保険事業費納付金、予算現額2億8001万8000円に対しまして、支出済額は、2億7999万6006円であります。

132ページをお願いいたします。第4款、共同事業拠出金、予算現額1000円に対しまして、支出済額は、16円であります。

第5款、保健事業費、予算現額692万7000円に対しまして、支出済額は、559万7357円であります。

第6款、基金積立金、予算現額3万4000円に対しまして、支出済額は、3万3801円であります。

第7款、諸支出金、予算現額86万6000円に対しまして、支出済額は、31万9200円であります。

第8款、予備費、予算現額1000万円で支出済額は0円、他の支出科目への充用はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額11億894万2000円に対しまして、支出済額は、10億3554万3733円であり、歳入歳出 差引残額2153万8501円を令和4年度へ繰り越しました。

以上で、国民健康保険特別会計の説明を終わります。

続きまして、認定第3号、令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計決算についてでございます。

154ページの実質収支に関する調書をお開きください。後期高齢者医療特別会計の歳入総額は、1億7044万8969円、歳出総額は、1億7032万69円で、歳入歳出差引額12万8900円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款についてでございます。155ページをお願いいたします。

第1款、後期高齢者医療保険料、予算現額1億2810万9000円に対

しまして、収入済額は、1億2729万7600円であります。

第2款、使用料及び手数料、予算現額1万6000円に対しまして、収入済額は、4700円であります。

第3款、繰入金、予算現額4032万8000円に対しまして、収入済額は、3931万1113円であります。

第4款、繰越金、予算現額1万円に対しまして、収入済額は、34万9500円あります。

第5款、諸収入、予算現額379万2000円に対しまして、収入済額は、348万6056円あります。

以上、歳入合計は、予算現額1億7225万5000円に対しまして、調定額1億7044万8969円、収入済額も同額の1億7044万8969円で、不納欠損額及び収入未済額は、0円あります。

次に、歳出の各款について説明いたします。156ページをお願いいたします。

第1款、総務費、予算現額852万円に対しまして、支出済額は、806万9417円あります。

第2款、後期高齢者医療広域連合納付金、予算現額1億5955万5000円に対しまして、支出済額は、1億5923万8594円あります。

第3款、保健事業費、予算現額357万5000円に対しまして、支出済額は、289万6758円あります。

第4款、諸支出金、予算現額11万8000円に対しまして、支出済額は、11万5300円あります。

第5款、予備費、予算現額48万7000円で支出済額は、0円ありますが、諸支出金へ1万3000円を充用しています。

以上、歳出合計額は、予算現額1億7225万5000円に対しまして、支出済額は、1億7032万69円であり、歳入歳出差引残額12万8900円を令和4年度へ繰り越しました。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

次に、認定第4号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計決算についてでございます。

165ページの実質収支に関する調書をお開きください。介護保険事業勘定特別会計の歳入総額は、9億4506万25円、歳出総額は、9億1866万7197円で、歳入歳出差引額2639万2828円が実質収支額であります。

次に、歳入について説明いたします。166ページをお願いいたします。

第1款、保険料、予算現額1億8740万7000円に対しまして、収入済額は、1億9045万4000円あります。

第2款、分担金及び負担金、予算現額1000円に対しまして、収入はございませんでした。

第3款、使用料及び手数料、予算現額1万円に対しまして、収入済額は、

7200円であります。

第4款、国庫支出金、予算現額2億1827万3000円に対しまして、収入済額は、2億1391万5492円であります。

第5款、支払基金交付金、予算現額2億3607万1000円に対しまして、収入済額は、2億3705万3818円であります。

第6款、県支出金、予算現額1億3667万5000円に対しまして、収入済額は、1億3688万7727円であります。

167ページをお願いいたします。第7款、財産収入、予算現額4万2000円に対しまして、収入済額は、4万2673円であります。

第8款、繰入金、予算現額1億8314万3000円に対しまして、収入済額は、1億6208万7816円であります。

第9款、繰越金、予算現額436万円に対しまして、収入済額は、435万9479円であります。

第10款、諸収入、予算現額15万8000円に対しまして、収入済額は、25万5420円であります。

以上、歳入合計は、予算現額9億6614万円に対しまして、調定額9億4506万25円、収入済額9億4506万25円で、不納欠損額及び収入未済額は、0円でございます。

次に、歳出の各款について説明いたします。168ページをお願いいたします。

第1款、総務費、予算現額4090万2000円に対しまして、支出済額は、3771万7374円であります。

第2款、保険給付費、予算現額8億4901万4000円に対しまして、支出済額は、8億1499万1771円であります。

第3款、地域支援事業費、予算現額6810万9000円に対しまして、支出済額は、5818万9211円であります。

169ページをお願いいたします。第4款、基金積立金、予算現額295万円に対しまして、支出済額は、292万7970円であります。

第5款、諸支出金、予算現額506万5000円に対しまして、支出済額は、484万871円であります。

第6款、予備費、予算現額10万円で他の科目への充用はございませんでした。

以上、歳出合計は、予算現額9億6614万円に対しまして、支出済額は、9億1866万7197円であり、歳入歳出差引残額2639万2828円、これを令和4年度へ繰り越しました。

以上で、介護保険事業勘定特別会計の説明を終わります。

次に、認定第5号、令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算についてでございます。

196ページの実質収支に関する調書をお開きください。介護保険介護サービス事業勘定特別会計の歳入総額、歳出総額共に同額の771万9539

円であり、歳入歳出差引額及び実質収支額は、0円であります。

次に、歳入の各款についてでございます。197ページをお願いいたします。

第1款、サービス収入、予算現額707万7000円に対しまして、収入済額は、644万2752円であります。

第2款、繰入金、予算現額155万円に対しまして、収入済額は、127万6787円であります。

以上、歳入合計は、予算現額862万7000円に対しまして、調定額771万9539円、収入済額771万9539円で、不納欠損額及び収入未済額は、0円であります。

次に、歳出についてでございます。198ページをお願いいたします。

第1款、サービス事業費、予算現額394万2000円に対しまして、支出済額は、377万2833円であります。

第2款、予備費、予算現額3万円での他の科目への充用はございませんでした。

第3款、諸支出金、予算現額465万5000円に対しまして、支出済額は、394万6706円あります。

以上、歳出合計は、予算現額862万7000円に対しまして、支出済額は、771万9539円であり、歳入歳出 差引残額は0円あります。

以上で、介護保険介護サービス事業勘定特別会計の説明を終わります。

次に、認定第6号 令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてでございます。

204ページの実質収支に関する調書をお開きください。住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入総額は、285万4668円、歳出総額は、534万9149円で、歳入歳出差引歳入不足額249万4481円が実質収支額であります。

次に、歳入の各款についてでございます。205ページをお願いいたします。

第1款、県支出金、予算現額16万9000円に対しまして、収入済額は、16万9000円あります。

第2款、諸収入、予算現額777万4000円に対しまして、収入済額は、268万5668円あります。

以上、歳入合計は、予算現額794万3000円に対しまして、調定額9349万4846円、収入済額285万4668円で、不納欠損額0円、収入未済額は、9064万178円あります。

次に、歳出についてでございます。206ページをお願いいたします。

第1款、土木費、予算現額282万円に対しまして、支出済額は、22万6792円あります。

第2款、前年度繰上充用金、予算現額512万3000円に対しまして、支出済額は、512万2357円あります。

以上、歳出合計は、予算現額794万3000円に対しまして、支出済額

は、534万9149円であり、歳入歳出差引歳入不足額249万4481円は、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、翌年度歳入金の繰上充用により全額補填しております。

以上で、住宅新築資金等貸付事業特別会計の説明を終わります。

以上簡単ではございますが、令和3年度川西町一般会計及び特別会計の決算について御説明申し上げましたが、細部につきましては、各会計の決算事項別明細書によりまして、御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げまして、説明を終らせていただきます。

議 長（寺澤秀和） 説明が終わりました。

この決算につきましては、過日、会計監査が行われ、その結果報告が提出されております。西田監査委員にその報告を求めます。

西田監査委員

監査委員（西田亜希子） 令和3年度川西町一般会計及び特別会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

去る7月20日に、伊藤監査委員とともに地方自治法第233条の第2項の規定により、岡田会計管理者に必要な調書の提出を求め、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、厳正なる審査を実施いたしました結果、各会計の予算の執行状況並びに現金の出納保管、資金の運用などにつきましては、地方自治法並びに関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

令和4年9月8日

監査委員 西田亜希子

議 長（寺澤秀和） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号までを、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（寺澤秀和） 異議なしと認めます。よって、本件は、総務建設経済委員会、厚生文教委員会へ付託することに決定をいたしました。

日程第11、認定第7号、令和3年度川西町水道事業会計決算についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町 長（小澤晃広） 御説明いたします。

認定第7号、令和3年度川西町水道事業会計決算についてであります。これは、地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定を求めらるるものであります。

令和3年度の事業収支の状況であります。決算書4ページから5ページに記載しますとおり、水道事業収入は、消費税・地方消費税抜きで1億9648万9177円、これに対する水道事業費用は、3億9888万6477

7円で、この収支差引、当年度純損失は、13ページの損益計算書の下段に記載してありますとおり、2億239万7300円となりました。

これは、不稼働となっている水道施設の解体に伴い、令和3年度に特別損失を計上したことによるものであります。

資本的収支、その他決算の詳細については、事業担当理事から御説明いたします。

議長（寺澤秀和） 山口事業担当理事。
事業担当理事（山口尚亮） 認定第7号、令和3年度川西町水道事業会計決算についてでございます。

決算書を願ひいたします。

まず、業務の決算概要について申し上げます。

水道事業会計決算書4ページを願ひいたします。3業務、(1)業務量をご覧ください。

給水人口は8308人となり、前年度より119人の減となりました。年間総配水量は93万1206㎥で、前年度より1万6015㎥の減となりました。

また、有収率につきましては、90.90%で、前年度より0.29ポイントの減となっております。有収率の減につきましては、川西町梅戸地内において、大規模漏水が発生したことによる有収率の低下が考えられます。

次に、財務の決算状況について申し上げます。

11ページを願ひいたします。まず、営業面の会計であります収益的収入及び支出の収支状況でございます。

収入といたしましては、第1款、水道事業収益の予算額3億4935万円に対し、決算額は、3億4388万5758円の収入でございます。

次に、支出といたしましては、第1款、水道事業費用の予算額合計4億3015万7千円に対しまして、決算額は4億2330万5856円の支出となり、税抜きでの損益は2億239万7300円の純損失となっております。

純損失の要因としましては、不稼働となっております。旧川西町水道施設解体工事実施によるものでございます。

次に、12ページを願ひいたします。主に、建設改良費及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計の決算概要についてでございますが、収入といたしましては、第1款、資本的収入の予算額2324万6000円に対しまして、決算額は1848万3000円でございます。

支出については、第1款、資本的支出の予算額合計8738万円に対し、決算額は、7772万1706円となっております。

したがって、収入額は支出済額に対しまして、5923万8706円が不足いたしましたので、その補填財源として、過年度分損益勘定留保資金5923万8706円で補填いたしました。

以上、令和3年度川西町水道事業会計決算の概要を説明いたしました。慎重審議の上、適切なる御決定いただきますようお願い申し上げます、説明を終わ

らせていただきます。

議長（寺澤秀和） 説明は終わりました。

この決算につきましては、過日、会計監査が行われ、その結果報告が提出されております。西田監査委員にその報告を求めます。

西田監査委員。

監査委員（西田亜希子） 令和3年度川西町水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

去る7月20日に、伊藤監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、山口事業担当理事に必要な調書の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について、厳正なる審査を実施いたしました結果、予算の執行状況並びに現金の出納保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

令和4年9月8日

監査委員 西田亜希子

議長（寺澤秀和） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。

認定第7号を総務建設経済委員会へ付託したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（寺澤秀和） 異議なしと認めます。よって、本件は、総務建設経済委員会へ付託することに決定をいたしました。

日程第11、認定第8号、令和3年度川西町下水道事業会計決算についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、

町議長（小澤晃広） 御説明いたします。

認定第8号、令和3年度、川西町下水道事業会計決算についてであります。これも、地方公営企業法の規定に基づき、議会の認定を求めるものであります。

令和3年度の事業収支の状況であります。決算書5ページから6ページに記載のとおり、下水道事業収入は、消費税・地方消費税抜きで2億3723万8212円、これに対する下水道事業費用は、2億3976万7973円で、この収支差引当年度純損失は、12ページの損益計算書の下段に記載しておりますとおり、252万9761円となりました。

資本的収支、その他決算の詳細については、事業担当理事から御説明いたします。

議長（寺澤秀和） 山口事業担当理事

事業担当理事（山口尚亮） それでは、認定第8号、令和3年度川西町下水道

事業会計決算についてでございます。

決算書を願ひいたします。

まず、業務の決算概要について申し上げます。

下水道事業会計決算書4ページを願ひいたします。3業務(1)業務量をご覧ください。

処理区域内人口は、8286人となり、前年度より116人の減となりました。普及率は、99.7%で、水洗化率は97.4%と、前年度と同様となっております。今後も高い普及率の維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、財務の決算状況について申し上げます。10ページを願ひいたします。まず、営業面の会計であります収益的収入及び支出の収支でございます。

収入といたしましては、第1款下水道事業収益の予算額2億4993万8000円に対し、決算額は、2億4724万7519円の収入でございます。

次に、支出といたしましては、第1款下水道事業費用の予算額合計2億5080万2000円に対しまして、決算額は、2億4612万8242円の支出となり、損益は、252万9761円の純損失となりました。

次に、11ページを願ひいたします。主に、建設改良費及び企業債に関する会計であります資本的収入及び支出会計の決算状況についてでございます。

収入といたしましては、第1款資本的収入の予算額2億2914万9000円に対し、決算額は、2億2728万6211円の収入でございます。

支出については、第1款資本的支出の予算額合計2億2976万4000円に対し、決算額は、2億2728万6211円となっております。ストックマネジメント計画に係る人孔蓋改築工事実施に伴うものでございます。

以上、令和3年度川西町下水道事業会計決算の概要を説明させていただきました。

慎重審議の上、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。

議長(寺澤秀和) 説明が終わりました。

この決算につきましては、過日、会計監査が行われ、その結果報告が提出されております。西田監査委員にその報告を求めます。

西田監査委員

監査委員(西田亜希子) 令和3年度川西町下水道事業会計の決算審査の結果を御報告申し上げます。

去る7月20日に、伊藤監査委員とともに、地方公営企業法第30条第2項の規定により、山口事業担当理事に必要な調査の提出を求めて、関係帳簿及び証拠書類を対照しながら説明を受け、その内容について、厳正なる審査を実施いたしました結果、予算の執行状況並びに現金の出納保管、資金の運用などにつきましては、地方公営企業法をはじめとする関係法令に抵触する

ところもなく、適正に行われているものと認めましたので、御報告申し上げます。

令和4年9月8日

監査委員 西田亜希子

議 長（寺澤秀和） 監査報告が終わりました。

お諮りいたします。

認定第8号を総務建設経済委員会へ付託したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 異議なしと認めます。よって、本件は、総務建設経済委員会へ付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

日程第13、議案第38号、令和4年度川西町一般会計補正予算について、日程第14、議案第39号、令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について、日程第15、議案第40号、令和4年度川西町下水道事業会計補正予算について、日程第16、議案第41号、川西町附属機関設置条例の一部改正について、日程第17、議案第42号、川西町介護保険条例の一部改正について及び日程第18、議案第43号、川西町営住宅条例の一部改正についてまでの6議案を一括議題としたいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第43号までを一括議題とすることに決定をいたしました。

提出者の説明を求めます。

町長。

町 長〈小澤晃広〉 それでは、まず、議案第38号、令和4年度川西町一般会計補正予算について御説明いたします。

今、9月議会で提案させていただくのは、歳入歳出予算といたしましては、コロナ対策関連として、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した諸事業並びに4回目の追加ワクチン接種及びオミクロン株対応ワクチン接種に係る所要経費、そして、昨今の原油高・物価高等に起因した庁舎等町有施設の光熱水費の増に伴う追加経費、さらに、地球温暖化対策実行計画の策定や結崎駅前整備事業に係る事後評価など新たに必要となった委託業務に係る経費、その他所要の予算を計上しておりまして、歳入歳出それぞれに1億6091万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を48億5563万円とすることとしております。

また、繰越明許費として、地域防災計画更新事業の実施に当たり、令和5年度に繰り越して使用できるよう繰越枠1098万9000円を設定する一方、地方債補正として、臨時財政対策債の発行可能額の減少等に伴い、地方債の発行限度総額を1322万2000円減額し、3億6810万9000

円とするものであります。

歳入歳出補正予算の内容をかいつまんで御説明いたしますと、まず、歳出ですが、予算書8ページ、第2款総務費では、財産管理費として、光熱水費、修繕費、備品購入費などの追加経費合わせて899万2000円を、電算運営費では、デジタルデバイド解消に向けたスマホ講習会開催経費70万円を、そして、新型コロナウイルス対応事業費では、総額9144万6000円を計上しております。

その主な内訳であります。コロナ禍における生活困窮・物価高対応や消費喚起対策として、5000円相当の地域振興券を全世帯全住民に配布するとともに、住民の利便性向上・行政事務の効率化のため、マイナンバーカード普及率の向上を図るため、カード取得者に対し、同額の地域振興券を割増配布いたします。

また、感染防止・感染リスク低減化のため、町有施設のトイレの洋式化や手洗い場の水栓自動化・レバー式への転換等の整備を進め、さらに、物価高騰時における学校給食の質確保のため、公費負担分を追加計上しております。

9ページの第3款民生費では、ぬくもりの郷のボランティア棟やデイサービス棟の管理費として、燃料費、光熱水費、修繕費など、それぞれ408万4000円、146万3000円を計上するとともに、放課後児童対策費においても、学童保育所の電気代32万8000円を追加計上しております。

第4款衛生費では、9ページから10ページに記載のとおり、冒頭に御説明した新型コロナウイルスワクチン接種のための経費として、各種委託料の外、看護師謝金等の所要額2399万2000円を計上いたしております。

また、10ページ中段の清掃総務費であります。地球温暖化対策実行計画策定委託費を追加するとともに、山辺・県北西部広域環境衛生組合への負担金を精査し、243万7000円を追加計上しております。このうち、地球温暖化対策実行計画の策定に関しては、本町における脱炭素化の取組を進めるとともに、庁舎LED化工事の財源となる公共施設等適正管理推進事業債の発行において、計画策定がその条件とされていることから、急遽、予算化することとしたものであります。

11ページの中段、第6款土木費の都市計画総務費では、先ほど御説明した結崎駅前の都市再生整備計画の達成状況について事後評価を行うための業務委託費と大和平野中央プロジェクトの取組の一環として、eスポーツを通じた高齢者のフレイル予防事業を実施する経費、併せて469万9000円を計上しております。

第8款教育費では、学校管理費において、光熱水費の追加経費及びインターホン等の修繕費として585万6000円を、さらに、次の12ページの文化会館費及びふれあいセンター費においても、光熱水費の不足分397万4000円、53万4000円をそれぞれ計上したところです。

一方、これに対する歳入は、6ページから7ページに記載しておりますが、各種国庫支出金のほか、前年度繰越金などを計上しております。

なお、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、配分内示のあったすべての額を予算化し、一部、コロナ対策費に不足する額については、繰越金等一般財源で措置しておりますが、各予算の執行状況やコロナ交付金の追加配分等も想定しながら、適切な活用に努めて参りたいと考えております。

次の議案第39号、令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算についての御説明をいたします。

歳入歳出予算にそれぞれ2648万円を追加し、総額10億418万6000円とするものであります。

歳出予算の主なものは、令和4年度の介護報酬改定に伴うシステム改修費及び介護給付費の国・県・支払基金への返還金などでありまして、これに対する歳入予算としては、国庫支出金及び繰越金などを見込んでおります。

議案第40号、令和4年度川西町下水道事業会計補正予算についてであります。

資本的収入の予定額の補正として、借入金8308万8000円を追加し、資本的収入予定額の総額を3億1503万3000円とするものであります。

これは、下水道人孔蓋改築工事の実施において、国費受入れまでの資金繰りのため、他会計からの借入れを行うための予算措置であります。

以上が、補正予算の議案3件であります。

引き続き、条例関係の説明をさせていただきます。

条例関係では、改正案3件を提出いたしております。

まず、議案第41号、川西町附属機関設置条例の一部改正についてありますが、これは、本年度からスタートする川西町関係人口創出事業補助金の採択に当たり、審査機関として、川西町関係人口創出事業補助金審査会を設置することに伴い、同審査会を附属機関に位置付けるため、本条例の別表の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、公布の日からとしております。

次に、議案第42号、川西町介護保険条例の一部改正についてであります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者の介護保険料の減免について、令和4年度においても、令和3年度分と同様の減免措置を行うべく、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、公布の日とし、本年4月1日から適用することとしております。

議案第43号、川西町営住宅条例の一部改正について御説明いたします。

これは、公営住宅法の改正に伴い引用条文の整備を行うとともに、国土交通省の公営住宅管理標準条例を参考に、現行条例の内容を精査し、文言の改正や規定整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

なお、施行期日は、令和4年10月1日からとしております。

私からの説明は、以上であります。

何とぞ、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

- 議 長（寺澤秀和） 説明が終わりました。
お諮りいたします。
ただいま説明がありました議案第38号から議案第43号は、それぞれ所管の常任委員会へ付託したいと思います。御異議ございませんか。
【「異議なし」と呼ぶ者あり】
- 議 長（寺澤秀和） 異議なしと認めます。よって、議案第38号から議案第43号は、総務建設経済委員会、厚生文教委員会へ付託することに決定をいたしました。
なお、各委員会の開催は、通告のとおりですので、よろしくお願い申し上げます。
日程第19、同意第4号、川西町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。
町長。
- 町 長（小澤晃広） 同意第4号、川西町教育委員会教育長の任命について御説明いたします。
現教育長の橋本宗和氏は、本年9月30日をもって、任期満了となりますが、本町の教育行政推進のため、引き続き、教育長として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
なお、任期は、本年10月1日から3年間であります。
何とぞ、御同意いただきますようお願い申し上げます。
- 議 長（寺澤秀和） 説明が終わりました。
慣例により、橋本宗和教育長に退席を求めます。
【橋本宗和教育長 退席】
- 議 長（寺澤秀和） これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。
【「なし」と呼ぶ者あり】
- 議 長（寺澤秀和） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。
これより討論に入ります。
討論ございませんか。
【「なし」と呼ぶ者あり】
- 議 長（寺澤秀和） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。
これより採決に入ります。
同意第4号、川西町教育委員会教育長の任命についてを採決します。
この採決は挙手によって行います。
川西町教育委員会教育長に、橋本宗和氏を任命することに同意の方の挙手を求めます。

【挙手する者あり】

議長（寺澤秀和） 賛成全員であります。よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

橋本宗和教育長が自席に着席しますので、しばらくお待ちください。

【橋本宗和教育長 入場】

議長（寺澤秀和） ただいま御同意いただきました橋本宗和教育長より、挨拶を受けることにいたします。

教育長。

教育長（橋本宗和） ただいま、町議会の御同意をいただき、教育長に再任いただきました橋本宗和でございます。

本町教育の充実、安定、発展を担う職責を考えますと、改めて、その任の重さを痛感し、身の引き締まる思いであります。

現下の教育社会情勢を鑑みますと、コロナ感染症問題、地球温暖化の問題、そして、人口減少や少子高齢化の問題、また戦争と平和の問題に思いを深く巡らす必要があります。

一方で、グローバル化の進展、ソサエティ5.0時代、超スマート社会の中で、IoTやビッグデータ、AI等々、社会のあらゆる領域で、大きな変化が起きています。

それらの変化に柔軟かつ適切に対応し、持続可能な教育の発展に向けて取り組むいろいろな施策が求められるところです。

地域を担う子どもたちには、自他を尊重し、仲間とともに夢に向かって、自らの夢を実現できる、また、挑戦していける力を、そして、困難に立ち向かい自らの人生を切り拓く、たくましく生きる力を是非とも培う必要があります。

そのためには、学校教育だけではなく、地域、家庭、社会全体で子どもたちを温かく見守り、育てていくことが不可欠です。

人生100年時代を迎え、全ての人々が、健康で心豊かに過ごすためには、主体的な学びや芸術・文化スポーツに親しむ機会の充実、また、それらの学びを広く社会に還元できる生涯学習社会の実現が求められます。

観世流能発祥の地、ここ川西町において、世阿弥が残した言葉「初心忘るべからず」の本意を胸に、学校教育と社会教育の両輪を弛むことなく推し進め、本町教育の発展に全力で取り組む決意を申し上げ、再任の挨拶とさせていただきます。

引き続き皆様方の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。（拍手）

議長（寺澤秀和） 日程第19、同意第5号、川西町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町長（小澤晃広） 説明いたします。

現教育委員会委員の乾 道弘氏の任期も、本年9月30日までとなっており、引き続き、同委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年10月1日から4年間となっております。

何とぞ、御同意いただきますようお願い申し上げます。

議 長（寺澤秀和） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

同意第5号、川西町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

川西町教育委員会委員に乾 道弘氏を任命することに、同意の方の挙手を求めます。

【挙手する者あり】

議 長（寺澤秀和） 賛成全員であります。よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

日程第20、同意第6号、川西町公平委員会委員の任命についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

町 長（小澤晃広） 同意第6号、川西町公平委員会委員の選任について御説明いたします。

現委員の後藤忠弘氏は、本年9月28日をもって、任期満了となりますが、引き続き、公平委員会委員として選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は、本年9月29日から4年間であります。

何とぞ、御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議 長（寺澤秀和） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。
討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

同意第6号、川西町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

この採決は挙手により行います。

川西町公平委員会委員に、後藤忠弘氏を選任することに同意の方の挙手を求めます。

【挙手する者あり】

議 長（寺澤秀和） 賛成全員であります。よって、同意第6号は、原案のとおり同意することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

日程第21、発議第4号、町長の専決処分事項に関する条例を廃止する条例について及び日程第22、発議第5号、町長の専決処分事項の指定についての2議案を一括議題としたいと思っております。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 異議なしと認めます。よって、発議第4号及び発議第5号を一括議題とすることに決定をいたしました。

提出者の説明を求めます。

議会運営委員長、福山臣尾議員。

議会運営委員長（福山臣尾） それでは、町長の専決処分事項に関する条例の廃止並びに改めて行う町長の専決処分事項の指定の議決について、提案理由を御説明させていただきます。

地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分は、議会の権限に属する事項のうち、軽易な事項について、議会がその決議により特別に指定したもののについて、町長が専決処分できるというものであります。

今般、理事者側から、法令の改廃により、当該法令の条項や法令で使用する用語が改正され、これに伴い町条例でその引用条項又は引用字句を改正する場合についても、町長の専決処分事項に追加すること。また、現行の専決処分事項のうち、議会の議決を経た契約の軽微な変更契約及び町が支払督促を行ったのち、債務者から異議申立てがあった際に、みなし適用される訴えの提起について、議会の委任の内容及び範囲をより明確にするため、その文書を改正することについて、依頼があったところです。

これらについて、精査し、慎重に検討したところ、新たに追加する法令の改廃に伴う条例中の引用条項、引用語句の整備は、町長の裁量性のある事項でなく、必然的に整備すべき軽易な改正であること、また、変更契約及び支払督促に関する専決処分事項の文言改正についても、従来、議会が委託していた専決処分事項と何ら内容的に変わることがなく、文言を補足することに

より、議会の委任の内容が、より具体的かつ明確になることから、適切・妥当な提案と判断したところであります。

なお、地方自治法第180条第1項の規定による専決処分事項の指定は、本町では、これまで条例により行ってきましたが、この指定は、あくまでも議会の有する権限の一部を長に委託するものであります。

すなわち、川西町議会という機関の意思を現すものであり、川西町という団体の意思を表すものではないことから、この際、これまでの条例形式を改め、新たに議決形式により、町長の専決処分事項の指定を行うべきと提案するものであります。

ちなみに、地方自治法第180条の規定では、その議決により特に指定したものと規定されており、県内をはじめ、大部分の市町村において、条例形式ではなく、指定議決の方式により委任事項が定められていること、また、「議員・職員のための議会運営の実際」や「議員必携」等の参考文献においても、指定議決の形式が示されているところであります。

今回の提案は、理事者側からの依頼を受けたものでありますが、これまでの町議会運営や地方自治法の趣旨に鑑み、適切な内容と考え、これに賛同し、代表して提案させていただくものでありまして、議員各位の賛意を得て、議決賜りたく、何とぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（寺澤秀和） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（寺澤秀和） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（寺澤秀和） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

発議第4号、町長の専決処分事項に関する条例を廃止する条例について及び発議第5号、町長の専決処分事項の指定についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

発議第4号及び発議第5号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手をお願いします。

【挙手する者あり】

議長（寺澤秀和） 賛成全員であります。よって、発議第4号及び発議第5号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

各議案の調査、委員会審査のため、明日9月9日から9月11日及び9月

13日から9月21日までの12日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 異議なしと認めます。よって、9月9日から9月11日及び9月13日から9月21日までの12日間を休会とすることに決定をいたしました。

なお、9月12日午前9時より一般質問及び総括質疑のため会議を開きます。

また、本日、各常任委員会に付託されました認定案及び各議案は、9月22日の本会議におきまして、委員長の報告を求めることにいたします。

本日の会議は、これをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午前11時42分 散会）

令和 4 年川西町議会
第 3 回定例会会議録

(第 2 号)

令和 4 年 9 月 12 日

令和4年川西町議会第3回定例会会議録（再開）

召集年月日	令和4年9月12日		
召集の場所	川西町役場議場		
開 会	令和4年9月12日 午前9時00分 宣告		
出席議員	1番 阪本 学	2番 弓仲 利博	3番 福山 臣尾
	4番 堀 格	5番 松村 定則	6番 安井 知子
		8番 伊藤 彰夫	9番 石田 三郎
	10番 寺澤 秀和		12番 芝 和也
欠席議員	7番 福西 広理	11番 中嶋 正澄	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 小澤 晃広	副町長 森田 政美	
	教育長 橋本 宗和	総務特別参事 江畑 幸男	
	行政改革統括理事 石田 知孝	まちマネジメント担当理事 山口 尚亮	
	まちづくり推進担当理事 乾井 宏純	教育委員会事務局長 吉岡 秀樹	
	総務課長 西川 直明	税務課兼債権管理課長 松下 正嗣	
	住民保険課長 大西 成弘	福祉こども課長 中森 委香	
	長寿介護課長 栗林 美子	まちづくり推進課長 喜多 勲	
	社会教育課長 浅田 裕信	デジタル推進室長 梅津 光章	
	会計管理者 岡田 充浩		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也		
	モニター係 西村 俊哉		
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ		
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した		
	1番 阪本 学 議員	2番 弓仲 利博 議員	

川西町議会第3回定例会（議事日程）

令和4年9月12日(月) 午前9時00分 開会

日程	議案番号	件名
第1		一般質問
第2		総括質疑

(午前9時00分 開会)

議長(寺澤秀和) 皆さん、おはようございます。

これより、令和4年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

本日本におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

会議に先立ち、7番、福西広理議員、11番、中嶋正澄議員より欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。よって、議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

一般質問に入ります前に、申し合わせ事項について、事務局長に説明をさせます。

事務局長。

議会事務局長(中川辰也) 説明いたします。

一般質問の制限時間は、申し合わせにより、20分となっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、質問回数については、制限はありません。

以上です。

議長(寺澤秀和) 日程第1、一般質問に入ります。

それでは、質問通告順により、順次質問を許します。

6番、安井知子議員。

6番議員(安井知子) 皆さん、おはようございます。議長の許可を得ましたので質問させていただきます。

災害基金の設定について、今日、日本全土に豪雨、台風、地震、津波、その他の災害が、息つく間もなく襲ってきます。過去にないような、想像もしなかったような出来事を迎え撃つ時代になりました。

川西町吐田のぬくもりの郷の門扉に、もし、大和川が氾濫したら、地上3mの高さまで水が溢れますと書いてあります。これは、県が想定した数字です。知っておられますか。

その上、川西町には4本もの一級河川が存在します。テレビでは、家は粉々になってゴミのように積もり、車はひっくり返り、田畑は姿もなく水の底です。ボランティアの人たちも駆けつけ、地元の人たちと復旧に努力されていますが、一瞬の自然の水の脅威にはとてもかなわないようです。

さて、川西町には、災害弔慰金の支給に関する条例があります。災害により死亡した場合、500万円から250万円、災害により障害を受けた者には250万円から125万円、住居が全壊流失したときは350万円、半壊したときは170万円、家財の損失・その他災害援護資金を償還期間10年として、貸し付けられる制度もあり、その他諸々の条件は行政に聞くとわかります。

大災害が起きたとき、それが川西町全土に及んだときに、一般会計からこれを賄うことができるのか。少しずつ災害金基金を貯めて置いてはいかがで

しょうか。転ばぬ先の杖。

現在、財政調整基金7.7億円、減債基金18.4億円、地域福祉基金1.8億円、地域づくり振興基金1.5億円、国保財政調整基金0.6億円、自治振興基金0.8億円、介護給付費準備基金0.7億円、環境整備基金0.3億円、川西町ふるさと応援基金0.4億円、川西町まちづくり基金7.9億円、森林環境譲与税基金0.07億円、土地開発基金4億円、計約44.2億円が基金としてプールされています。

また、ぬくもりの郷には善意銀行があり、約4000万円のうち、2800万円を災害対策費として考えておられ、残り1200万円は、地域福祉のためと考えておられます。

災害時2800万円は、1軒につき5万円として、560戸分と想定されていますが、川西町全土となれば、とても足りません。また、5万円ですほどの復旧ができるのか。

別に、国から災害者生活再建支援制度、全壊100万円、解体100万円、長期避難100万円、その他再生支援、アパート賃貸支援等いろいろありますが、いざというときのためにも、川西町独自の災害基金を創設されてはいかがでしょうか。

明日にも降りかかってくるかもしれない災害に備え、基金を立ち上げておく、大切なことだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議 町 長（寺澤秀和） 町長。

長（小澤晃広） 皆様、おはようございます。

それでは、安井議員の御質問であります災害基金の設定についてお答え申し上げます。

議員お述べのとおり、近年、日本各地で自然現象により集中豪雨・台風・地震・津波など多くの災害が発生しております。

川西町においても、4本の河川が存在し、気象庁からの大雨洪水注意報、警報等には日々注意を払っているところでございます。

また、8月中旬には、災害応急対策活動の相互支援に関する協定を締結している山形県川西町が、大雨による多大なる被害を被られたことを受け、町職員3名が災害援助のため現地に赴き、ゴミ収集作業など支援活動を行いました。

この御質問は、今後、本町においても、いつ何どき、大規模災害に見舞われる可能性があることを危惧されたうえでの御質問と考えます。

さて、議員の御指摘のとおり、本町では、災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金や負傷し、疫病にかかった場合の災害障害見舞金の支給、さらには、生活の立て直しを行うための災害援護資金の貸付などを定めた災害弔慰金の支給等に関する条例を制定しております。

しかしながら、この条例は、国の災害弔慰金の支給等に関する法律第3条の規定に基づき制定したもので、例えば、支給する弔慰金については、その4分の3は県が負担し、町の負担は4分の1のみ、また、災害援護資金の貸

付原資も、県が所要額を無利子で貸し付けると法律に規定されております。

そのため、町が一時的に多額の負担を負い、賄いきれないということは、町全体が甚大な被害を受け、多くの町民が死亡するというような極めて稀なケースであると考えております。

一方、新たな基金の創設をという御提案であります。例示いただいた基金のひとつ財政調整基金は、設置目的を災害復旧、その他の財源の不足を生じたときの財源とするためと定め、基金の処分事由の一つに、災害により生じた経費の財源等に充てるときとされていることから、いざとなれば、財政調整基金の活用が可能でございます。本町には、すでに様々な基金が設置されておりますが、災害基金など特定目的の基金は、その目的や条例で規定された用途でしか処分できず、様々な財政需要が生じたときに活用しづらいという問題も出て参ります。

そこで、財政調整基金を議員、御提案の災害基金のような目的も持っていることを改めて認識し、積立し、必要時、活用をしてまいりたいと考えます。

また、被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度についての御指摘もいただきました。

この支援金は、法律の定めに則り、県が支給するとされておりますが、法令の要件に該当しない小規模・地域限定的な自然災害や軽度の家屋被害に対する支援金の支給も想定し、昨年3月、川西町被災者住宅再建支援条例を制定したところでございます。

今後、災害において、どのような運用を行うかについては、なお、検討を進める必要がありますが、まずは、制度的な受け皿として、条例化を行い、緊急時に対応できるよう整備したものといたします。

御質問への回答は以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長（寺澤秀和） 6番、安井議員。

6番議員（安井知子） 別に私は、自連合会副会長を持ったときに、充て職として、善意銀行の5人の役員の人になっております。そのときに、初めて内容を聞き及びましたが、昔は、川西広報にいただいた香典を寄付するとか、時々掲載されておりましたが、この頃は一切音沙汰なしです。私も善意銀行の存在を忘れておりました。

昔は、約6000万円あったのが、今は約4000万円です。今後、出も入りも皆さんにオープンにして、川西町民の善意も蓄えていってはどうでしょうか。

議 長（寺澤秀和） 副町長。

副町長（森田政美） すいません。社会福祉協議会の常務理事という立場で御回答させていただきます。

議員お述べのとおり昔はご家族、ご家庭で御不幸事もあって、御香料とかですね、そういうのを町の福祉に役立てていただきたいということで、町社会福祉協議会の善意銀行に多数の御寄付をいただいていた経緯がございます。

しかしながら、最近はですね、家族葬であったり、御香料辞退であったりってような風習というか、そういう流れになっておりまして、ピタリと善意銀行への寄付がなくなってしまったとというのが現状でございます。ただ、そういう御香料とかでということとは別として、皆様の善意を町の社会福祉協議会を通じて、町の福祉に寄与したいというお方もおられると思いますので、2ヶ月に1回発行している社協だよりであったり、また、町の広報にも、そういう皆様の御善意をお願いしますというような記事を掲載させていただけたらと思います。

議長（寺澤秀和） 3番、福山臣尾議員。

3番議員（福山臣尾） 3番、福山臣尾でございます。改めまして、おはようございます。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

安心して外出ができる尿漏れパッドが必要な男性にも配慮ということで、男性トイレにサンタリーボックス（汚物入れ）の設置についてお伺いします。

前立腺がんや膀胱がんの治療後、尿漏れパッドが生活に欠かせない方が増えてきています。国立がんセンターの統計によると、令和元年（2018年）に前立腺がん、膀胱がんと診断された方はそれぞれ、約9万2000人と1万8000人であり、前立腺がんにおいては、2018年の男性部位別がん罹患数のトップとなっています。

2021年6月ごろから全国の自治体で、公共施設の男性個室トイレにサンタリーボックスを設置する自治体が増えてきています。また、自治体の動きを受け、取り入れる民間企業も増えてきているようです。

本町において現時点では、設置されてないと聞いています。9月議会の補正予算にトイレの改修費が盛り込まれていますが、男性トイレにサンタリーボックスの設置について、本町の見解をお伺いします。

次に、中学校の部活動改革、地域移行について、令和4年3月議会で、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について質問させていただきました。

3月の段階では、これから内容をまとめていくということでした。

休日部活動の地域移行について、現在、川西スポーツクラブ、川西町教育委員会、三宅町教育委員会、式下中学校の4者で、毎月協議されているとお聞きしています。

協議の中で、指導者の確保、費用負担の問題などいろいろな課題があるとお聞きしました。

また、奈良県部活動のあり方に関する方針が8月中に出されるとのことでしたが、現時点での部活動地域移動について本町の方針と進捗状況についてお伺いします。

また、指導者の確保については、昨年12月に天理大学と包括連携協定を結ばれています。連程協定の連帯事項（6）に、スポーツ活動推進及び健康増進に関することと記載されています。天理大学と協議がなされているのかも、お伺いしたいと思います。

以上よろしくお願ひします。

議 長（寺澤秀和） 町長。
町 長（小澤晃広） それでは、福山議員の一つ目の御質問であります男性
トイレにサンタリーボックス（汚物入れ）の設置については、お答えいたし
ます。

議員お述べのとおり、近年、前立腺がんや膀胱がんの治療後、尿漏れパッドが生活に欠かせない方が増えてきております。

がん患者等の皆様が、適切な医療や支援により社会との繋がりを維持し、生きる意欲を持ち続けるような社会をつくるためには、施設の管理者としても、きめ細かな配慮をすべきと改めて議員の御質問に考えさせられました。

前立腺がんで前立腺全摘手術を受けた直後には、多くの患者さんが尿漏れを経験されますが、その多くは数ヶ月から半年までには、日常生活に支障がない程度に回復されておられます。

一方、半年を過ぎても尿漏れが続き、その後も症状が改善しない患者さんもおられるとのこと。

施設などのトイレにサンタリーボックスがあれば、使用済みのパッドを持ち帰らずに廃棄できるため、安心して外出をすることができます。

県内の近隣市町村の設置状況について照会しましたところ、多くの市町村では、いまだ設置には至っていないとのことでしたが、奈良市では本年8月より、市庁舎1階の男性トイレの個室部分に設置した旨、聞いております。

先進事例といたしましては、姫路市がすでに10年以上前から設置されておられるようであり、熊本県や埼玉県の自治体をはじめ、全国的にも設置が進んできていると聞いております。

ただ、設置場所について、本庁舎の一部多機能トイレなどに限定しているケース、全ての男性用トイレの個室に設置されているケース、図書館公民館など、施設管理者が異なる場所にも設置されているケースなど様々なようがございます。また、設置に際しては、設置スペースが一定程度必要であり、掃除を怠ると、雑菌が繁殖したり、悪臭を放つ原因となることもあることから、サンタリーボックスの中身を定期的に廃棄する、周辺の掃除をこまめに行うなど清潔に保つための維持管理上の課題もございます。

そのため、まずは、このような課題を踏まえた上で、先進自治体の具体的な実施状況を調査把握し、本町におけるサンタリーボックスの設置について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、一つ目の御質問への回答とさせていただきます、二つ目の中学部活動の件につきましては、教育長からお答え申し上げます。

議 長（寺澤秀和） 教育長。
教 育 長（橋本宗和） 福山議員の御質問、中学校部活動改革、地域移行についてお答えします。

質問にありますように、令和4年3月議会で、学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について御質問をいただきました。

私から、国及び先進地の動向を踏まえつつ、川西町・三宅町式下中学校組

合立式下中学校の実情に合わせた具体的なルールをこれから策定します。今後の部活動改革において、持続可能な取組となるような、そういう部活動改革を進めて参りますと答弁をさせていただきました。

その後の取組としましては、4月より月1回、関係者（川西町教育委員会、三宅町教育委員会、川西町・三宅町式下中学校組合立式下中学校、総合型地域スポーツクラブNPO法人川西スポーツクラブ、三宅町総合型地域スポーツクラブ、地域有識者等）で集まり、国、県及び先進地の動向を踏まえつつ、中学校の実情や意向確認、地域の実情や地域移行の可能性と問題点など、様々な事柄を各々の立場で自由に意見の交換を行いながら、今後の部活動において、持続可能な取組となるよう協議を続けてきています。

また、奈良県の取組としましては、7月19日に部活動指導員・地域運動部活動に関する説明会が、県教委主催で行われました。目的は、平成29年度より制度化された部活動指導員について、制度の概要、本県の状況及び必要手続きの説明、加えて、令和3年度より始まった地域部活動推進事業について、制度の概要や本県の実施状況等への理解を深めることで、文部科学省が示す合理的で効率的な部活動の推進、休日部活動の段階的な地域移行（令和5年から令和7年度で移行）に向けた準備が、円滑に進められるようにすることを趣旨としています。

この説明会の中で、奈良県における課題として、①指導者の確保、②兼職兼業、③受益者負担、④保護者の理解、⑤大会のあり方、⑥検討会議の設置、⑦活動場所等の環境の整備、⑧関係職員、関係団体の理解があげられました。

この中で、①指導者の確保、②兼職兼業、③受益者負担、④保護者の理解、⑤大会のあり方については、式下中学校の関係者協議でも課題となっており、説明会で質問をさせていただきました。その中で、今、地域としてできる事は、実情や問題点の洗い出しであること。今後、奈良県において、休日の運動部活動の地域移行に向けた具体的な取組やスケジュール等を定めた推進計画を策定し、それをもとに各市町村においても、推進計画を策定することを規定することが適当であると説明を受けました。8月末ごろには、推進計画を市町村に示せると説明を受けています。

式下中学校においては、実情や問題点の洗い出しはある程度まで進んでおり、県の推進計画を待っているところです。

この件に関して先日、県に問い合わせをしたところ、国の推進計画が示されておらず、遅れているとの回答がありました。

次に、天理大学との協議につきましては、学生自治会との話し合いも少しずつ進めておりますが、部活動の地域との関わりとしましては、まずは、総合型地域スポーツクラブと考えて協議をしているところです。

今後は、県の推進計画を参考にし、部活動改革において、式下中学校の実情に合わせた持続可能な取組となるよう進めて参ります。

議長（寺澤秀和） 3番、福山議員。
3番議員（福山臣尾） 御回答ありがとうございます。

サニタリーボックスの件につきましては、検討していただけるということなので、進めてもらいたいなど、設置するにあたって、ゴミ箱とは間違えられないような形できちっと通知していただきたいなというふうに思います。

それから、部活動については、まだまだいろいろ問題点が多くて、纏まっていかないという段階のようなんですけども、本町の場合、三宅町との兼ね合いもありますし、その辺、来年度からは川西町が管理者側になるということなので、早急にいろいろ取りまとめていただきたいなというふうに思います。

それから、ちょっと調べて読んだところなんですけれども、文科省の方からも地域移行に関して、来年度に関係機関の連帯や調整を行うコーディネーターを自治体に配置し、体制を進めることを決めたとか、指導者確保のための人材バンク設置を後押しし、経済的に困窮する家庭の生徒への財政支援なども盛り込んだ予算80億円強を来年度に計上するようなことも書いてましたんで、お金の方もいろいろとまだまだこの80億円では、全国的なことを考えれば少ないのかわかりませんが、ある程度動き出しているということもありますんで、いい方向に川西町の方もやってもらえればと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（寺澤秀和） 教育長。

教育長（橋本宗和） 福山議員から部活動について、今後の進める方向性について御指示もいただきました。

今、奈良県の中で、町村教育長会の中でも、いろいろ集まって話し合いを進めており、それぞれの地域によって実情が違います。

ただ、大事にしなければならないのは、今後、見込まれる少子化の問題で、部活の維持が難しくなってくる状況にあるということ。

それから、教員の働き方改革、具体的に言えば、やはり教員のオーバーワークが非常に甚だしくなっておるということ。それから、中学生のやはり多種多様な部活動の進め方を子ども中心に考えて進めていかなければならないということ。

これらのことを総合的に考えて、国の予算も鑑みながら、きちっと式下中学校の子どもたちが持続可能で、そして、生き生きとした部活動が展開できるように、検討していきたいというふうに思っております。

よろしく申し上げます。

議長（寺澤秀和） 8番、伊藤彰夫議員。

8番議員（伊藤彰夫） 伊藤です。議長の許可を得ましたので、質問させていただきます。

先に、通告してありますように、人が集まるまちづくりの推進についての質問です。

小澤町長は、昨年8月5日から第4代目の町長として、スタートされ、1年が経過しました。「より良く、安心安全な暮らしづくり、未来に向けてワクワクする川西町づくり」、「誇りを持って、子ども世代、孫世代に引き継い

でいくことができる川西町づくり」を目指して、まちづくりプランの4つの柱を掲げて、町政に取り組んでおられます。

私は、4つの柱のうち、人が集まるまちづくりの推進に注目しています。

私の住居は、結崎駅の近くで、駅周辺には商業施設があり、日常生活が便利で、町内には田園風景が広がっていて、たいへん住み良い町だと感じています。しかし、町全体を見ると、商業施設は駅周辺にあるだけで、町内にはほとんどありません。唐院工業団地の近くにコンビニがあるだけです。

一方で、人が集まる施設として、川西文化会館や体育館があり、クラブ活動やイベント開催時には多くの町民の方が、楽しんでおられます。しかし、人が集まるまちづくりの推進という観点からすると、今のままでは物足りない感じがしています。

我が国の人口減少は止まりません。川西町の人口も、平成7年の9847人をピークに減り続けています。このような状況の中で、少しでも多くの方が川西町に集まってくることを願っています。

では、もっと人が集まる町にするには、これからどうしていけば良いのか。私は、生活環境の向上と町の魅力発信だと思っています。多くの方が集まるコミュニティ施設があり、商業施設、医療施設、福祉施設、スポーツ施設などが充実し、それらの施設を利用するための安全なアクセス道路も必要だと考えています。また、町の良いところを絶えず発信し続けることが大事だと思っています。

私は、小澤町長が掲げる人が集まるまちづくりの推進には、大きな効果を期待しています。積極的に取り組んでいただきたい。それには、すぐに成果が見えてくるものもあれば、地道に継続して取り組んでいかなければならない事業もあるでしょう。

小澤町長が、人が集まるまちづくりの推進を、今後どのように取り組んでいかれるのか、現状での課題や今後の取組などについてお伺いいたします。

議 長（寺澤秀和） 町長。

町 長（小澤晃広） それでは、伊藤議員の人が集まるまちづくりの推進についてお答え申し上げます。

現在、川西町は、コンパクトな町域に生活に必要な施設があり、田園風景など自然と都市機能とのバランスが整った住みやすい町であると感じておるところです。一方で、この素晴らしい川西町も、今後の人口減少を見据えたときに、このまま何も手を打たなければ、いずれ衰退してしまう危機感を私は感じております。

住民の皆様が、不自由なく生活が送れるまちを維持するためには、一定の人口や人の集まりが必要であると考えております。人が少なくなると、お店や病院、働く場所など生活必要施設が減っていき、不便なまちになり、さらに人が減るといった悪循環に陥ります。こうした悪循環を防ぎ、住みやすいと感じていただける町を維持していくために、人が集まるまちづくりを進めていく必要があると考えているところです。

日本全体が人口減少している中、人を集めていくために、町に住む人である定住人口を増やす取組と町に訪れる人である交流人口を増やす取組を組み合わせながら、人が集まる場所の整備であるハード面と人が集まる仕掛けのソフト面の両面から取り組むことで、人が集まるまちづくりを実現していきたいと考えております。

現在、進めておりますハード面での取組で言いますと、企業誘致、駅周辺整備、大和平野中央プロジェクトが挙げられます。

企業誘致は、働く場を生み出すことで定住人口の増加が期待できますし、町外からの多くの従業員の方が訪れ、交流人口という意味で大きな人の集まりを生み出します。引き続き、企業誘致の取組は進めるべきであると考えておるところです。

これまでの企業誘致は、工場誘致を中心に進めてきておりますが、住民の皆様様の住みやすさの観点から、商業施設も含めた企業誘致ができるように、誘致できるエリアの創出に向けて、県との協議等を含め、注力して参りたいと考えておるところでございます。

また、交通拠点となる結崎駅は、通勤通学など多くの人々が利用する場所として、人の集まりを生み出す場所であり、まちの玄関口として、町外の人との交流を生み出せる場所です。さらに、人が集まる場所になるよう周辺道路や併設施設など周辺整備を進めて参ります。

大和平野中央プロジェクトの下永地区におけるウェルネスタウン設置構想につきましては、隣のまほろば健康パークの大規模リニューアルとあわせ、広く県内外から誘客できる施設として整備される予定で、大きな人の集まりが期待できる施設だと考えております。施設整備のテーマが、スポーツとウェルネス、食と農のウェルネスとされており、町内にこのような施設ができることは、町民の皆様様の豊かな生活や町の魅力向上に大きく寄与すると考えております。

これらの動きに呼応し、大和中央道沿線活用等を視野に入れた中長期的な視点で、川西町が発展するための土地利用計画の検討を進めております。国、県の規制もあって、新たな開発の道のりは険しい状況ではありますが、しっかりとチャレンジすべく、コンサルと検討を進めているところでございます。

続きまして、ソフト面での取組についてお伝え申し上げます。

タウンプロモーションプロジェクトとして、株式会社アナザーワークス社と、「官民複業人材活用に関する連携協定」を締結し、募集し、登用させていただいた多くの知見を持った複業人材の方々とともに、川西町の魅力や町の情報を町内の方だけでなく、町外の方にも広く発信し、町の認知度向上やブランド力向上、定住人口の増加に繋がるよう検討を進めております。

また、関係人口創出事業として、町外の方が町内で行う地域活性化活動に対して支援を行う制度を創設しております。本町への来訪者の関心や関与を高め、本町への愛着を持っていただけるように展開していきながら、交流人口から関係人口、さらに、定住人口の増加へと繋げる取組を進めて参ります。

さらに、駅前空地の活用として、物販飲食サービスの実証実験やスーパーおくやまの空きスペースを活用した町民が集える拠点の整備、駅周辺の魅力向上を図る駅周辺デザインプロジェクトなど、近鉄結崎駅周辺のにぎわいを軸とした町域全体の活性化にも取り組んでおるところでございます。

最後に、人を集め人口を増やす取組は、全国の多くの自治体で取り組まれており、自治体間での人口の奪い合いになっているところがございます。冒頭でも申しましたが、今後の人口減少を見据えたときに、このまま何も手を打たなければ、自治体間の人口争奪戦にも敗れ、この町が消滅してしまう危機感を私は感じております。人口を維持・増加させることはそう簡単なことではありませんが、全町を挙げて知恵を絞り、取り組んで参りたいと考えております。

また、町の魅力づくりは、行政のみでできることではありません。住民の皆様と協働をさせていただきたく、よろしくお願いを申し上げます。

未来の子どもたちに魅力あふれる川西町を引き継げるように、今後におきましても、人が集まるまちづくりに力を入れて参りたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、引き続き、御指導、御協力を賜りたくよろしくお願いを申し上げます。

議長（寺澤秀和） 8番、伊藤議員

8番議員（伊藤彰夫） ただいまの町長の御答弁で、いろいろ多くの取組が進められていることがよくわかりました。

小澤町長が目指すまちづくりへの意気込みがよく伝わってきました。川西町に多くの人や企業が集まってきて、ワクワクする川西町になっていくことを願っています。

以上で、答弁終わります。

議長（寺澤秀和） 2番、弓仲利博議員。

2番議員（弓仲利博） 皆様、おはようございます。2番、弓仲でございます。よろしくお願いいたします。

京奈和自動車道の側道について、結崎駅東側の京奈和道の側道・郡山方面への通行ですが、地元の多くの方々からも早期開通の要望がございます。開通すれば、大和郡山や奈良方面へ車で向かうのにととても早く、安全で便利になります。

一昨年前にも、川西町議員団連盟による早期開通の要望書を提出していますが、何が原因で工事が遅れているのか。完成の予定はいつごろになるのか。また、少しでも早く完成させるには、どのような働きかけが考えられるのか。早期開通に向けての町長のお考えを聞かせてください。

次に、大和中央道の京奈和道・三宅インターまでの4車線接続工事について、宮前橋手前の寺川を越える橋梁や三宅インターまでの設計図面は、ほぼ完成しています。川西町内の井戸自治会エリアにおいては、説明会などを重ね、一番問題とされる部分は、紆余曲折、苦労を重ねた末に解決しました。

川西町内及び三宅町内エリアでは、事業用地である田んぼや家屋の取得に

向けて、交渉中と聞いています。

知り得る限りで結構です。現在の進捗状況と完成予定期日を教えてください。

よろしく願いいたします。

議
町

長（寺澤秀和） 町長。

長（小澤晃広） それでは、弓仲議員の京奈和自動車道及び大和中央道に関する質問についてお答え申し上げます。

議員お述べのとおり京奈和自動車道の側道及び大和中央道、京奈和自動車道・三宅インターまでの4車線接続の全線開通は、町民にとって交通の利便性及び町内の渋滞緩和に繋がる重要なインフラであると考えており、常日頃から早期開通を願っておるところでございます。

議員からの御質問について、奈良国道事務所及び奈良県中和土木事務所に確認させていただいた内容を御報告させていただきます。

まず、京奈和自動車道側道についてであります。1点目、何が原因で工事が遅れているのかという御質問でございますが、現在、京奈和自動車道大和御所道路の橿原北インターから橿原高田インターの区間及び大和北道路の奈良北インターから郡山下ツ道ジャンクションの区間について、それぞれ的高速道路部分を施工中であることは議員も御承知のことかと思えます。

奈良国道事務所は、京奈和自動車道は、京都・奈良・和歌山を結ぶ延長120kmの高規格幹線道路で、観光交通、観光振興等の移動時間の短縮、広域物流ルートの確保による企業立地促進、災害・事故時等の代替路による国土強靱化、交通転換による周辺道路の渋滞緩和等の整備効果を図るため、早期完成を目指し、優先的に国予算を費やし、事業を進捗させており、側道部分への予算確保に苦慮している。数年間事業の進捗はありませんでしたが、関係者の強い要望活動により、令和2年度から大和川渡河部の工事を継続的に実施しており、令和4年度も、橋梁下部工事、擁壁工事を実施しているとのことでありました。

質問の2点目、完成の予定でございますけれども、奈良国道事務所によりますと、完成時期については、現在明確な公表がされていない。奈良県域の道路整備における優先順位の調整を図り、整備を進めている。引き続き早期開通を目指し、各関係機関に働きかけているとのことです。

質問の3点目、完成に向けた働きかけでございますが、奈良国道事務所からは、事業を進めるには、予算の確保が必要であることから、地方から各関係省庁へ要望活動が重要であると思っておりますので、関係者のお力添えをいただきたいとのことでした。

私といたしましては、令和4年5月に東京都で開催されました道路整備促進期成同盟会全国協議会主催の命と暮らしを守る道づくり全国大会に参加し、大会終了後、奈良県選出国會議員及び国土交通省関係者を訪問させていただき、当該道路整備の現状を訴えるとともに、予算確保に向けた陳情を実施して参りました。

次に、大和中央道、京奈和自動車道・三宅インターまでの4車線接続工事について、現在の進捗状況と完成予定時期について、中和土木事務所に確認しましたので、御報告させていただきます。

事業の進捗状況については、平成22年度より事業に着手し、令和4年8月現在、事業区間全体の用地取得進捗状況は、地権者ベースで約8割。奈良県では、一定区間の用地取得が完了した箇所については、文化財発掘調査を実施した後、工事を進めることとしており、川西町域では、工区起点付近の擁壁工事を実施し、令和3年度には一部区間の水路工事等を実施したとのことでした。また、町域で未取得である事業用地について、用地取得に向けた交渉を進めるとともに、買収済用地の早期着工に向けて、順次、文化財発掘調査に取り組んでいる状況であると聞いております。

次に、完成予定時期については、現段階で明らかにされていませんが、当該道路は、奈良県にとって重要路線との認識のもと、早期開通を目指し、用地交渉はもとより整備工事に鋭意努力し、取り組んでいきたいとのことでした。

京奈和自動車道及び大和中央道、京奈和道・三宅インターまでの4車線接続の開通は、私の進める4つの柱の一つである人、企業が集まるまちづくりの推進のため、町の未来創造における重要なインフラ整備であると考えております。

先般、開催されました奈良県国道連絡会での奈良国道事務所との意見交換会でも、天理市長とともに、早期開通に向けた予算確保の意見を挙げさせていただきました。今後においても、予算確保の要望活動を実施するとともに、両路線の早期開通に向け、奈良国道事務所及び奈良県中和土木事務所との情報共有等連携を図りながら、協力できることは積極的に協力して参る所存でございます。

議員におかれましては、これまでも多大な御支援をいただいております、ありがとうございます。引き続きの御理解・御協力を賜りますよう何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

議長（寺澤秀和） 2番、弓仲議員。

2番議員（弓仲利博） 工事の計画が確定すれば、より1日も早く、完成してほしいと思うのは心情でございますので、予算確保の要望活動を積極的に進めていただきたいと思いますと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（寺澤秀和） 町長。

町長（小澤晃広） 私もそのように考えており、一生懸命努力していきたいと思っております。

私も、着任前から、できるだけ早くやりたいという気持ちで着任しております。

一方で、よくよく聞いておられますと、まだまだハードルはあるなど。これまで、やっぱり進めてこれていない部分もあるなどというのが、実感値でござ

いますので、まだ、時間がかかる二つの事業だというふうに考えておりますものの、ひと時でも早く進むように、鋭意努力していきたくて思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

議長（寺澤秀和） 1番、阪本 学議員。

1番議員（阪本 学） おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

町民の暮らしを支える施策についてということでお聞きをしたいと思ひます。

コロナ禍によって、大きな打撃を受けているところに、ロシアのウクライナ攻撃による原油価格をはじめとするエネルギー価格の高騰、食料品や日用品などの値上げが相次ぎ、住民生活や中小・小規模事業者などに深刻な影響が及んでいます。国においては、4月に決定をされましたコロナ禍における原油価格・物価高騰など総合緊急対策において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充をされ、コロナ禍における原油・物価高騰対応分が創設されたところでございます。

これにより、地方自治体を実施する生活に困窮する方々への生活支援、学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯への支援、農林水産事業者や運輸交通分野をはじめとする中小企業等の支援をしっかりと後押しすることが総合緊急対策に明記をされています。

本町においても、これを積極的に活用し、町民の生活を守るべき施策が必要なことはいうまでもありません。

これまで、子育て世帯への支援の一つとして、学校給食費の負担軽減、また、生活困窮者や低所得者世帯への支援ということで、非課税世帯や家計急変世帯、また、中小・小規模事業者への支援等さまざまな支援をされているところでございますが、まだまだ不十分であると思ひます。

この対応分は、各自治体が独自に住民生活を守るための施策として、活用するものです。本町も独自性をもって、しっかりと取組をしていただきたいというふうに思ひます。

この交付金には限りがあります。これを有効に活用するのは当然ではありますが、交付金に頼らずとも、他市町村には負けない川西町独自の町民の暮らしを支えるための施策が必要だと考えますが、そのような考えがあるのかどうか、今後の取組についてお伺ひをいたします。

議長（寺澤秀和） 町長。

町長（小澤晃広） それでは、阪本議員の御質問、町民の暮らしを支える施策についてお答えいたします。

新型コロナウイルスの世界的な感染流行により、私たちの生活は一変しました。身体生命に対する懸念のみならず、社会経済への影響が雇用や生活を脅かす深刻な事態となったのは、皆様、御承知のとおりです。

こうした事態を受けて、国におかれては、数度に亘る経済対策を講じ、感染拡大防止、地域経済・住民生活支援、新しい生活様式等への対応のため、

地方公共団体が地域の実情に応じ、きめ細かに必要な事業を実施できるよう新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を交付されてきたところでもあります。

さらに、先ほど阪本議員より御指摘のありましたとおり、本年4月には、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策が策定され、新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金についても、新たにコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を創設、追加の配分内示が行われました。

この追加分は、コロナ禍において、物価の高騰等に直面し、生活に困窮する方々への生活支援や子育て世帯への支援、また、中小事業者等への支援などを想定し、各自治体が地域の実情に応じて必要な措置がとれるように配分されたものであります。

さて、本9月議会の補正予算では、議員お延べのこれまでの施策に加えまして、こうした総合緊急対策の趣旨に呼応し、住民の生活支援と消費喚起対策を念頭に、全住民1人当たり5千円の地域振興券を配布する対策を講じることとしております。さらに、これに加えまして、マイナンバーカードを取得していただいた方には、もう、5千円分を追加して、地域振興券をお配りする予定であります。マイナンバーカードは、コロナ禍においても、行政事務の能率的な執行や住民サービスの迅速かつ効率的な提供に資することから、多くの住民の皆様を取得していただき、新しい生活様式の実践とあわせて、御協力いただいた皆様へ生活支援等を行って参りたいとの思いから、他団体の実施状況も参考にして予算化した次第であります。

また、先の6月議会で御承認いただいた学校給食費の支援に関連して、さらなる物価高騰時の給食の質を確保するため、公費負担分を追加計上したところでございます。

これ以外にも、感染拡大防止や感染リスクを下げる対策として、一部の町有施設のトイレの洋式化や阪本議員から委員会で御指摘のありました手洗いの自動水栓化、レバー式化を進めることとしております。

なお、今回のコロナ対策予算においては、これまでに国から配分内示いただいた交付金額では不足することから、一般財源から2400万円余りを追加投入し、対策の万全を図るべく予算編成を行ったところであります。

コロナ対策の交付金事業が始まり、すでに今年で3年目を迎えております。これまでに国から配分内示いただいた交付金は、今年度分としては1億1500万円、累計しますと4億1500万円にのぼります。

この間、本町においては、この交付金を活用し、子育て世帯への支援として、小・中学校の給食費や教材費、保育所副食費の助成、住民の生活支援と消費喚起対策として地域振興券・クーポン券の配布、水道料金の減免措置、家庭用ゴミ袋の配布、また、事業所支援として、新しい生活様式に対応する事業者への助成措置、また、新しい学びの形を推進するGIGAスクール構想関連の施設整備や実施経費、感染拡大防止対策物品の購入や感染リスクを抑えるため、非接触やリモートで住民サービスが提供できる環境の整備、高

齢者の引きこもり防止や健康維持増進対策としての健康グッズの支給やコミュニティバスの無償化など、様々な対策をきめ細かく実施してきたところでもあります。

不透明さを増すウクライナ情勢、円安の進行や原油高などもあり、今後も生活関連物資の高騰は目が離せない状況であります。コロナ禍における町民の皆様の生活を一層注視しながら、引き続き、町民の生活を守るという視点に立って、必要に応じ、本町の状況に即した対策を機動的に講じて参る所存であります。

私からの回答は以上です。

議 長（寺澤秀和） 1 番、阪本議員。

1 番議員（阪本 学） ありがとうございます。

これまで交付金 4 億 1 0 0 0 万ということで、その中で、きちっと対応していただいているということでございます。また、今議会にも補正予算ということで上げていただいているんですけども、ほとんどの市町村がこの交付金限度はあるでしょうけれども、横並びなんですよ。だいたい同じような事業をされてるということが、目につきます。先週の 9 日にも政府の物価高の追加策で 6 0 0 0 億ということで枠設けられましたけれども、これも自治体の判断で、できるということです、やっぱりその辺はきちっと地域の住民の皆さんのニーズに合わせて、精査をきちっとしてやっていただけたらな、いうふうに思います。

これまで川西町は、健全な財政運営をされてきていると、財政指標の数字を見ても明らかでございますけれども、もっとこう、大胆な政策っていうかね、町長 1 年経たれますんで、その辺をもっと、大胆に政策を打っていただいて、町民に還元をしていただいたら、ありがたいというふうに思います。

町長、先頭にですね、職員の皆さんの知恵を結集をしていただいて、全国の先進事例となるような、そういう大胆な発想・政策を期待して私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

議 長（寺澤秀和） 町長。

町 長（小澤晃広） 御意見ありがとうございます。

このコロナ対策、また、物価高対策の交付金というものもフルに活用せねばならないと思っておりますし、それをきめ細かに川西町に合った形で活用していくというのが一つの役割だということと、これをいろいろなご意見もありますけれども、将来に繋がるような活用法をせねばならないという観点で、職員とともに考えながら、使い方を決めさせていただいているところです。

このコロナ対策の交付金っていうものは、永久にあるものではなく一時的なものだという認識でおりますので、今、健全な財政が整っている川西町において、未来に繋がるように、こういったところにどのように、この財源を使っていくかということについては、慎重に検討しているところでございます。

一方で、きちんと未来に繋がるように、活用するべきという考えは同じ考えでございますので、しっかりと検討した上で御提案するべく進めて参りたいと思います。

御意見ありがとうございました。

議 長（寺澤秀和） 4番、堀 格議員。

4番議員（堀 格） 4番、堀 格でございます。よろしくお願ひいたします。

今日は、教育問題につきまして、町長のお考えをお伺いしたいと思ひます。

現在、毎年全国の小学校の6年生の児童、それから中学校3年生の生徒に対しまして、文部科学省が学力調査を行っております。

去る8月のはじめに、今年度、令和4年度の学力調査の結果が発表されました。

川西小学校の結果は、残念ながら芳しいものではありませんでした。

この文部科学省による学力調査は、2007年（平成19年）から実施されておりますが、長年の地道な努力によりまして、川西小学校におきましては、令和元年に初めて、全国平均並びに県の平均を上回ることができました。

その後、令和2年度にはですね、コロナの関係で、残念ながら実施されませんでした。令和3年度、昨年度実施されました結果は、残念ながらまた元に戻った状態でありまして、さらに、今年度、厳しい結果となったようであります。

現在、進めておりますまちづくりという観点におきまして、特に、この川西町におきまして、子育て世帯を増やしていこうという場合には、この教育環境といいますか、教育状況っていうのが、大きく影響することは言うまでもありません。

さて、平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正されました。教育委員会制度の改正のほか、市町村長と教育委員会との協議・調整を図る総合教育会議っていうのが設置され、さらに、市町村長は、教育の目標や施策の根本的な方針となる大綱を策定することと定められました。

このような状況下でありまして、現在のこの川西町におけるですね、教育施策について町長のお考えを伺いたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

議 長（寺澤秀和） 町長。

町 長（小澤晃広） それでは堀議員、御質問の川西町における学習の取組状況についてお答え申し上げます。

今年度の学力学習状況調査は、4月19日、小学校6年生と中学3年生を対象に、国語、算数・数学、理科の3教科において実施されました。

先日、報告されました結果につきましては、議員、御指摘のように小学校は、全国並びに奈良県平均を下回る厳しい結果となりました。まずは、教育委員会、小学校ともども私も、危機感をもって対応すべき状況と捉えている

ことをお伝え申し上げます。

また、本町では、教育大綱におきまして、生きる力、学力の双方を大切に伸ばすことを示しており、今回の結果は、学力強化の面でのこれまでの力不足を示したものと認識しております。

学習面での現状の川西小学校における具体的で特徴的な取組としましては、次の5点が挙げられます。

1点目として、1年生副担任制を実施し、入門期の子どもたちのきめ細かい学習指導を進めております。

2点目として、全学年でモジュール形式の朝学習を実施しております。週3回、15分ずつ基礎学力の定着を図る時間として取り組んでいます。

3点目には、読解力の向上を意図して、町立図書館と連携し、児童の図書活動を推進しています。

4点目として、5・6年生を対象に11月には、漢字検定を実施しています。

最後に5点目として、算数のつまずきを減らすために、4年生において習熟度別学習を実施しています。

日常の学級経営や授業づくりについても、職員研修を繰り返し行い質的向上を図っているところです。

しかし、今回の結果を真摯に受け止め、危機感を抱き小学校、教育委員会、行政が共に現状の検証、対策の検討を行い始めており、継続して行っていく所存でございます。

先進地の取組や学力向上に資する好事例等の調査研究を行い、適切な対策を練り、現場において実行していきたいと考えております。

また、既に今年度、新たに川西町の大学生による学習支援会を実施しました。

秋には、天理大学の学生自治会と連携した放課後の小学生児童対象の事業も予定しております。

さらに、今回の結果から家庭学習における課題も見えてきておりますので、家庭学習についての取組についても、方法を検討し、推進していきたいと考えておる次第です。

今後も、確かな学力、質の高い学力、そして、生きる力を育む環境づくりの推進のため、町長部局、教育委員会、川西幼稚園、川西小学校、式下中学校が強く連携しながら進めていきたいと考えています。

今後とも、川西町の教育に御支援と御協力をいただきますようお願いをいたします。

議 長（寺澤秀和） 4番、堀議員。

4番議員（堀 格） まず、いろいろな取組をしていこうという点は、わかるんでありますが、何はともあれですね、まず、小学校の状態を一旦は令和元年には、一定の水準まで行ったわけですが、まずそこまでね、戻す努力をお願いしたいと思います。

やっぱりそのためには、何が問題か、そのあとも昨年度の結果を見て、いろんな対策を打ったはずなんですね、打ったはずなんだけど、今年、また厳しい結果になっているわけですから、現状をしっかり把握していただいて、取り組んでいただきたいと思うんですが、先日の8日の本会議におきまして、橋本教育長が再任されました。

こういう状況下におかれまして、再任に当たりまして、町長と教育長とどんな話し合いがされたのか、公表できる範囲内でおっしゃっていただければありがたいと思います。

議 長（寺澤秀和） 町長。

町 長（小澤晃広） 先日の本会議で、橋本教育長の再任を提案し、御承認いただいております。

それに当たりまして、今回の学力調査の結果のことについても、橋本教育長とも話をしております。

この学力調査というのは、各学年やクラスの状況もあって、波はあるものとは思いますが、少なくとも、その底上げといいますか、それが伸びるようにするのが学校の役割でございますので、とにかくしっかりと、伸ばすことができる学校というところを目指さねばならないということは、同じく目指すべく、話をさせていただいております。

それにあたりまして、今回の結果というのは、厳しい結果に間違いはないので、言い方はどうかと思いますが、これ一つの起点としまして、これをきっかけとして、しっかりとこれを、私の部局も教育委員会も学校も危機感を共有して、ここからやらねばならないというきっかけに、しっかりせねばならないというふうに話をしているところです。

そのためには、先ほど、申し上げましたとおり成功してらっしゃる地域を学ぶ、また、そういった事例をしっかりと調べるということを重ねて、川西町にあった適切な方策を定めるということを早急にやろうということで、小学校、教育委員会とも話をし、そして、さらに大事なことは、それをちゃんと実行するというふうな認識をしておりますので、その面におきまして、しっかりと小学校、校長をはじめ、先生方と連携するべく、私たちが統率リーダーシップを発揮して、川西町の教育をつくっていかうというふうな話を教育長ともさせていただいております。

学力向上に資する町、また、学校をつくっていくには、1・2年でできるものではないというふうには考えております。

一方で、しっかりと手立てを打ち始めれば、子どもたちが成長するのは早いので、何十年、何百年かかるものではなく、数年、10年という単位での効果を示せるものであるというふうに思いますので、学校教育のみならず、地域での教育力向上という視点、また、生きる力を育む地域づくりといった点もあわせて、取組を強化して、今後の学力向上、また、生きる力の向上に努めていかうという方針で橋本教育長とも話をさせていただきまして、改めて取り組んでいくことを話し、今回、再任の提案をさせていただいた次

第です。

以上でございます。

議長（寺澤秀和） 4番、堀議員

4番議員（堀 格） ただいま町長の方から実行というね、言葉が出ましたが、今の川西小学校の福辻校長先生はですね、児童に対して、「為せば成る、成さねば成らぬ何事も」と、元々これは、武田信玄が言い出した言葉のようでもありますけども、そういうことから言うと、やっぱりやらないかんということだと思えますよね。だから、教育委員会と小学校とタイアップして、まずは実行していただきたいとこういうふうに思います。

また、実行にあたりまして、若干の要望を申し上げますと、教育にはそれなりのお金がかかります。また、お金をかけるべきだと思います。

残念ながら、前町長の時代にですね、かなり予算をカットされたようでもありますんで、教育委員会なり教育の担当者が、これはやっぱり、やりたいと思ってることはですね、やらして、いただいてもいいと思いますんで、その点、予算のですね、ぜひ復活もお願いしたいと思います。

さらに、今、1年生、2年生の副担任の話が出ましたけども、これ文部科学省の学力調査で、毎年全国1位、2位を争ってる秋田県、この秋田県におきまして、少人数学級のね、少人数学級の分析結果が公表されております。

やっぱり、それを見ますとですね、やっぱり30人以下といいますか、30人未満ですね、いうところの方が明らかに成績はいいと、いうことでありますんで、やっぱり、いろんな議論はあるんですけども、そういう分析結果から見ると、やっぱり、少人数学級というのを進めていくべきだと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

特に、小学校の1・2年生はですね、生活学習習慣をしっかりと身につけて、安定した学習指導を行っていく必要があります。

現在、放課後の子ども学習会等やっております、私、5年生、6年生に顔出しておりますけども、これ残念ながらですね、もう5年生、6年生になりますとね、もう言うことは聞きません。僕らの時代はですね、いうことを聞かなかつたら、バシッとほっぺたを殴られたんですが、今はそういうことができせんから、言い聞かせないかんのですが、なかなか言うことは聞きません。やっぱり、その1年生、2年生のときにね、しっかりと学習習慣、生活習慣を身につけていく。残念ながら、ちょっと話飛びますけども、人間は、言われたことは一日経つとね、4分の3を忘れるそうです。これをどうやって覚えていくかというためには、復習しかない。だから、毎日、家に帰ったら、15分でもいいから復習をするという、そういう習慣を身に付けていくということからいくと、このやっぱり1・2年生っていうのが大切だと思います。できれば、この1・2年生に副担任と言わずに、少人数学級を実施してですね、しっかりと1・2年生を育てていくということが大切だと思います。

尚、今日はですね、現在、管理が三宅町となっておりますので、式下中学

校のことはあえてお聞きいたしませんでしたけれども、もし、学力調査の結果がわかっておりましたら、お示しいただけたらと思います。

よろしくをお願いします。

議長（寺澤秀和） 教育長。

教育長（橋本宗和） ただいま堀議員から、教育について、いろいろな御示唆をいただきました。

式下中学の学力学習状況調査の結果ですが、大変高い結果が出ております。

現在、3年生の実施をしたところですが、中学校において、国語で奈良県平均を上回り、数学と理科におきましては、全国並びに奈良県平均を上回る結果となりました。

大変、高い結果とあったこの生徒たちは、議員おっしゃったように、令和元年度に6年生で、学力が高かった子どもたちであります。引き続き、学力を保持、そして、また強めていってるという状況があります。

あと、いろいろと示唆いただきました教育の質を考えると、学力の質、それから教員の質、それから学校経営の質という3つの質、どれもやっぱり大事に考えていきたいと思っております。

特に、学力の質につきましては、やっぱり、この結果を真摯に受け止めて改善策を立てて進めていきたいと思っております。

どうぞ、よろしくをお願いします。

議長（寺澤秀和） 4番、堀議員。

4番議員（堀 格） 今、教育長がお述べになりましたように、今、中学校3年生は、先ほど言うた令和元年度にね、非常にいい成績を上げた6年生が、この試験を受けたら良かったということですか。やっぱり小学校でいいと中学校でもいいということですから。

来年度から、川西町が担当になりますし、厳しい結果にならんように、頑張ってください。よろしくをお願いします。

以上で質問を終わります。

議長（寺澤秀和） 12番、芝 和也議員。

12番議員（芝 和也） 12番、芝和也です。議長の許可を得ましたので、前の6人に続きまして、町長に質問いたします。

まず、高等教育の学資の手立てについてお伺いいたします。

この議論には、皆さん御承知のとおり、我が国は、諸外国に比べまして非常に学費が高いという問題が大前提にありまして、結果、学生の皆さん方は、その高い学費を、様々に苦労を重ねて工面していただいておりますが、加えて、今般のコロナ禍においては、学費を奨学金で賄い、生活費をバイトで工面している皆さんを直撃しましたので、経済的理由により、学業を断念せざるを得ない事態が、リアルに現れる形となったことも、既に承知のとおりであります。

これまでも、本町において、この分野の手立てを自治体施策として、いかにすべきかの議論を重ねていますが、残念ながら今日までのところ、実施

には至っておりません。

現行の奨学金制度であります。関係者によります長年の改善を求める取組により、給付型の制度が創設はされたものの、あまりにも門戸が狭すぎるため、その対象が限られてしまいますので、これまで同様に、貸与型制度が大半を占めていることには変わりありません。ということは、奨学金という名の学生ローンである以上、社会人としてのスタートが債務者として始まらざるを得ず、信用情報にも左右される環境下に置かれる問題等の解消には至っていないのが実情であります。

そこで、県内も含め、各地の自治体では、事態の打開に役立てるべく知恵を絞り、様々に工夫が施されているところからも、本町でも、この課題を放置することなく、状況を見極めた上で、類似の事態に対応できる制度の創設を改めて、求めるものであります。

次に、生理用品ディスペンサーの設置についてお伺いをいたします。

前回、この問題で議論した折、町長からは、本機器のトイレ等への設置は、衛生管理はクリアできるとのことから、ジェンダーギャップ解消の重要性からも検討したい旨、意思表示がありましたので、鋭意検討いただいているものと察しますが、その後の検討状況と予算化に向けた取組は、以下にありますでしょうか、お聞かせいただきたいと存じます。

以上、学資の問題と生理用品のディスペンサー設置についての御答弁、どうぞよろしくお願いいたします。

議
町

長（寺澤秀和） 町長。

長（小澤晃広） それでは、芝議員の御質問、一つ目、高等教育への学資の手立てについてお答えいたします。

まず、新型コロナウイルスにより経済的な影響を受けている学生への緊急対応措置としては、政府において、学生等の学びを継続するための緊急給付金の支給や一定期間（2023年3月まで）特別の貸与を行う緊急特別無利子貸与型奨学金の支給により、経済的困難な学生が安心して学業を継続できるよう措置されているところであります。

また、御指摘の高等教育の就学支援制度に関しては、本年4月から、一定の条件のもと、授業料等の減免として、年額最大70万円、給付型の奨学金として、年額最大91万円が支給される制度が新たにスタートしたと伺っております。

さらに、去る5月、政府の教育未来創造会議において、「我が国の未来を牽引する大学等と社会のあり方について」と、題した第1次提言を発表され、その中で、新たな時代に対応する学びの支援の充実として、現行の就学支援新制度については、中間所得層のうち、特に、負担軽減の必要性の高い多子世帯や理工系及び農学系の学部学生等に支援対象を拡大するとともに、減額返還制度の見直しや大学院段階における授業料不徴収、卒業後返還などライフイベントに応じ、返還者の判断で柔軟に返還できるよう制度改善を行うと述べられたところと存じます。

この提言に基づきまして、去る9月2日の閣議において、具体的な工程表が発表され、令和4年度中に機関要件の厳格化や支援のあり方について検討を進め、令和5年度中に必要な制度改正と予算措置を行い、令和6年度から新たな支援措置を実施するとのこととあります。

さて、議員、御要望の本町における類似制度の創設、支援措置についてであります。

議員、御承知のように地方自治法第2条に規定されているとおり、市町村は、基礎的な地方公共団体として、都道府県が処理するとされているものを除き、地域における事務や法令により処理することとされている事務を行うこととされているところです。

地域の自主性を図りつつ、行政の計画的な運営を財源面で保障しているのが地方交付税であります。大学の事務に係る個別算定経費は、道府県分の教育費のうち、その他教育費というところで算定されております。

先に述べた4月からの就学支援制度の施行経費も、この中で計上されており、交付税の算定の基礎となる測定単位も大学の学生数となっております。

したがって、標準的団体においては、当該事務は、市町村ではなく、道府県が実施する事務とされているところです。もちろん、大規模市など区域内に大学があり、或いは、隣接市町村の大学に多数が進学し、かつ、その学生に対して特別な支援を必要とする地域固有の事情があれば、政策的判断により、何らかの支援措置を講ずることもありまじょうが、多くの行政課題を抱える大多数の市町村においては、そこまで手が回らないのではないかと思料するところです。

なお、先の教育未来創造会議の提言や行程表においては、地元企業に就職する若者等が抱える奨学金の返還支援の取組を推進する旨の記述もあるところです。

これについても、新たな制度が確立され、支援事務が発生すれば、所要の事務の財源的な保障措置が地方交付税によりなされると思われませんが、いずれにしても、これまでの経過から、道府県の事務に該当するのではないかと推測するところです。

したがって、現時点で議員お述べの制度創設については、川西町では検討する予定はございません。

以上一つ目の御質問への回答とさせていただきます。

続きまして、二つ目の御質問についてお答え申し上げます。

先の6月定例会において、芝議員より御提案いただきました庁舎内トイレへの生理用品無料配布システム（生理用品ディスペンサー）の設置に向けた検討状況等についてであります。当該システムの設置が生理に伴う様々な負担の軽減、経済的格差やジェンダーギャップの解消の促進だけでなく、女性のQOL（「生活の質」）の向上に資するとの認識のもと、庁内において協議の結果、システム設置を前向きに検討することとし、7月にシステム開発業者に対し、設置したい旨の意向をお伝えいたしました。

しかし、業者からは、昨今の半導体不足によりシステム機器の在庫が不足していること、また、従前提供していたシステムのバージョンアップ作業中であることを理由として、当面の間、設置は難しいとの回答を得ています。

生理用品ディスペンサーに対する関心・需要が高まる中、現状では、供給側のビジネスモデルやシステムの構築が十分に整っていない状況と捉えております。

このような状況ではありますが、本町といたしましては、庁舎内トイレへの生理用品ディスペンサーの設置に対し、今後システム開発業者の動きや状況を把握しながら、設置に向け検討を進めていきたいと考えております。

また、質問にありますシステム設置にかかる費用の予算化についてであります。今後、システム設置の見通しが立った時点で、その予算措置について検討したいと考えております。

私からの回答は以上となります。よろしく願いいたします。

議長（寺澤秀和） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也） 生理用品のディスペンサー設置の方からですけれども、ということは要するに設置業者の対応待ちということで、うちからは投げて、相手が受けてくれるところがあれば、それで対応OKと、こういう理解でよろしいですか。

議長（寺澤秀和） 町長。

町長（小澤晃広） 前の議会のときに、大和郡山市の事例等も話しがあったと思います。その業者に相談をして、そういうような状況であるというふうに把握しているんですけども、私の繋がりでも他にも取り組んでいるところにも、どうなのかという状況を聞いているんですけども、こういった取組が、まだ先進的でありまして、実証実験的に取り組んでいる事例が多い中で、継続的にこういったシステムを運用して、提供していくということに関しての仕組みまで確立できていないというのが、いろいろな方のお話を聞いての実感でございまして、こういった仕組みが、どのようにちゃんと仕組み化されるのかというところをしっかりと見た上で、どの業者と組んで、また、どのシステムといたしますか、物品を使ってやるのが適切かというのを見極めた上で、取り組むべきというふうに考えておりますので、取組みたいという意向には変わらないんですけども、そこをちゃんと見極めた上で、採用していかねばならないという段階にあるというふうに考えているところでございます。

議長（寺澤秀和） 12番、芝議員

12番議員（芝 和也） 取り組むということに関しては、それはもうその方針やということかと思えます。ただ、あんじょう設置できて、きちんと稼働するものでないとあきませんので、そこら辺は、実証実験中等々の観点からきちんと見極めるということだったかと思えますけど、それは、そのとおりでというふうに思えます。

それまでの間の対応は、そしたら現行のやり方で、窓口対応と、便所から

カードを持ってきて、喋らずに、言葉は会話せずに、とりあえず提示すれば、それで品物が交換できるという対応で、当面の間、その方式でずっといくということになりますかね。

議 長（寺澤秀和） 町長。

町 長（小澤晃広） 窓口での提供方法については、昨年度になりますかね、あの改善をさせていただきまして、もちろんそれは継続していきます。

提供方法については、これまでも私就任前からも議論があるというふうに伺っておりますけれども、衛生面も含めて、こういったディスペンサーというものが、仕組みとして出てきておりますので、それを取り入れながら、トイレへの設置ということを進めていきたいというのが、方針として、それは変わりがない状況です。

議 長（寺澤秀和） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也） 是非そこは、対応できるものが登場すれば、それはそれでよろしくお願ひしたいと思います。

学資の手立てについてであります、現行制度上、町村の事務と違うところということやったかというふうに思います。

そこで、その手立ての必要性ですね、まず、誰が事務をするのかという問題はありますが、そういった奨学金を借りて返済していかんということをやらず、学生の皆さんは、負って行くわけですし、社会人としてスタートするときに、債務者としてのスタートとならざるを得ないのが今の状況ですから、それをどうするのかということで、町長、先ほど縷々紹介いただいたような制度の改善が、都度、実施されているところですが、そういった学生の皆さんが抱えてる状態の問題、自治体が支援をしていく、その辺の手立ての必要性ということについては、町長は、事務の所管が違うからこれはしないということ、今、お述べですが、必要性についてはいかがかお考えでありますか。

議 長（寺澤秀和） 町長。

町 長（小澤晃広） 高等教育を受ける機会というところで、コロナの環境下においても、日本でもすごく話題になりましたし、海外でも話題になるころの問題点だとは認識しているところです。

その中で、苦勞をされている家庭であったり、実際の学生さんがいらっしゃることは認識しているところで、私も感じる部分はあります。

一方で、今、答弁させていただいたように残念ながら、この事務というところが市町村にないというところで、今、国等もどのような手立てを打っていくのかという動きはあるところがございますので、一旦は、その動きをしっかりと、こちらとしても運用できるように、成すべきことがあればしていくということが役割なのかなと思うところです。

こういったことに手立てを打ちますと本来の私ども、市町村の所管でありますことでも、資金の手立て不足している部分がありましたり、まだまだやらねばならないことが、やりづらくって言うか、そちらにお金等も回ってし

もう部分ありますので、本来の所管している部分でありますところをしっかりと努めていくということが大切であると思っておりますので、まずは、そちらをしっかりと取組まして、取り組んでいきたいというふうに思います。

議長（寺澤秀和） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也） 所管事務の役割が回ってきましたら、それは手立てを打つということやったかと思いますが、それは、そう当然回ってきたら、それは、そうなると思も思います。ただ、現行は、そういう制度化なんですけれども、全国の市町村ですね、地方自治体、これが、なかなか制度が所管事務ちやいますさかいに、我々、関係おまへんねんと、いうことにおいてのどと違ごて、やっぱり地域のために、まちづくりのためにという観点から、様々な支援の手立てを立てているっていうのが、現行、その制度を実施している市町村の大きな役割です。それは、Uターンを促すというその目的もきちんと打たれていますし、あるいは定住して、そこでずっと活躍してもらおうと、そのための支援というふうな手立て、いわゆるまちづくりの観点から、やっぱり様々な形で、所管事務云々の奨学金云々の所管事務ではなくて、まちづくりの観点から、やっぱり、そういう手立てをつくって応援すると、私はこれは自治体のあり方として当然やと思うんですけれども、そういった角度から、再考するということはありませんか。

議長（寺澤秀和） 町長。

町長（小澤晃広） そういった学生世代がいる家庭っていうものも、もちろん大切な存在であるというふうな認識をしているところです。

そこに対してどのような取組を行っていくか、また、将来のUターンでありましたり、そういったまちづくりに繋げていくかという観点は、持つべきであるというふうに思っているところです。

今回、高等教育への学資手立てっていう形の提案をいただいておりますけれどもその観点でいきますと、この学資手立てという方法のみならず、他の方法というものもあると思も思いますので、その他の手立ても含めて総合的に勘案して、この世代への適切な施策というものは何かという観点で、まちづくりの取組を進めねばならないのかなというふうに認識するところでございます。

議長（寺澤秀和） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也） 方法を探っていきたいと、まちづくりの観点ということは、それは大事な視点だという認識があったかというふうに思います。

川西サミットで、全国に4団体ですかね、ありますけれども、その中で兵庫県の川西市とか山形県川西町（せんだって被災して、うちからも支援に参りましたけれども）とかでは、このまちづくりの観点といいますか、奨学金の支援策は、既に実施されていまして、川西の場合は給付制ですね。貸付ではなく貸与ではなく、給付制ということで市独自に給付の制度を持っているようでありまして、山形県川西町の方は、Uターンの皆さんが返済していく場合に、その給付金の支援をしてあげるというふうな手立てでやってはるようであります。

類似の手立てが、学生支援機構のホームページをずらっと見ましたら、町村で相当全国の都道府県レベルでやっているところがありますので、その辺大いに参考になると思いますので、改めて、まちづくりの観点を含めて、この取組、視点を持って進めていただきたいと思いますので、重ねてその辺決意をお伺いしたいと思います。

議 長（寺澤秀和） 町長。

町 長（小澤晃広） それぞれ取組なされているというところで、それぞれの町の財政でありましたり、規模等含めた置かれた状況というものが違うかと思っておりますので、しっかり、それを勉強した上で、判断していきたいというふうに思います。

議 長（寺澤秀和） これを持ちまして、一般質問を終わります。

次に、総括質疑に入ります前に、申し合わせ事項についてを事務局長に説明をさせます。

事務局長。

議会事務局長（中川辰也） それでは説明いたします。

総括質疑は、申し合わせにより制限時間30分、質問回数2回までとなっておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（寺澤秀和） それでは日程第2、総括質疑に入ります。

先日上程されました認定第1号、令和3年度川西町一般会計決算についてから、議案第43号、川西町営住宅条例の一部改正についてまでの認定案8件、議案4件を一括議題とします。

去る8日の本会議におきまして、認定案及び議案の説明は終わっておりますので、総括質疑通告順により質問を許します。

12番芝 和也議員。

12番議員（芝 和也） 12番、芝和也です。それでは、3年度の決算について、民生部局部門、教育部局部門についてお伺いいたします。

まず、福祉医療、子ども医療費の年齢引き上げや妊婦等への対象範囲の拡大等々について、現在、実施されていますけれども、それが現状は、県基準に準じながら、近隣の動向を見ていくということで、なかなかこの分野、全体の基準にとどまっているというところにあります。これ、近隣の動向を見ていくということなんですけれども、なかなかそれでは能がないと思いますので、何事も働きかけてこそ取組が前に進んでいくと存じますので、その辺、やっぱり町長としてこういった福祉医療の年齢義務教育から、国保証がきちんと支給される18歳までに引き上げていくことでありますとか、対象範囲を身ごもられた妊婦さんにも、この辺、適用をしていくなどのその辺の方向性の自らの取り組む意思について、どういう方針を持って臨んでいくのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

それから、医療費の現物給付化についてでありますけれども、これも現物給付化が始まりましたけれどもに未就学児までということに、現状はなっ

おります。これ、それより上に現物給付を始めますと、ペナルティーがありますので、なかなかその辺は難しいというのが、これまでの取組であります。

そこで、国・県への取組の変更を働きかけてはいくという話であります。ここらへん、その後の働きかけの程度はどうかということについてお尋ねをしたいと思います。

それから、これもその辺の方針、町としては現物給付の対象年齢の引き上げについても、方針を持っているのか否か、そこら辺どう掲げているのかということも重ねてお伺いしたいと思います。

次に、給食無償化についてであります。

本年（令和4年）も含めまして、まず、3年間、コロナ対応で給食無償化の問題、取組をしてきたところでありますが、家計応援策としては、やはり大いに功を奏する取組になっていると存じます。その辺、本年で3回目になりますが、その辺の効果の程はどう分析しているのか、お聞かせいただきたいと存じます。この取組ですけれども、コロナ対応に関係なくですね、一般対応として、既に他団体では様々なやり方で、自治体によっていろいろ違いはありますけれども、踏み切られている状況にありますから、その辺、コロナ対応以前から既に踏み切っているということは、必要性は大いにあるものというふうに私は考えております。

これまでもその点で求めてきているところではありますが、コロナ対応を経た現在、町長の考え方、この給食無償化の取組について、改めてお示しいただきたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

それから国保についてであります。

子どもの均等割の一部免除、これがこの年から始まっているのが、今までになかった新たな取組ということになりました。

この均等割の問題でありますけれども、これも子どもの均等割については、そもそも免除するべきということで、これまで議論を重ねているんですけども、御承知のとおり何の収入もない子どもに対しても、均等割として、保険税を賦課すること自体、現行制度上の問題で、保険制度だからやむなしというのがこれまでの答えではありますけれども、そもそも収入のないところに対して、子どもに対して賦課することが妥当なのかどうか、そこら辺、町長としては、どう見解をお持ちか、お示しいただきたいというふうに思います。

それと、コロナ対応で実施されています国保の傷病手当の問題でありますけれども、これも、制度上は、被用者が対象になっていまして、事業主にはありません。そこら辺、やっぱり事業主といえども、国保の加入者の場合は、全然、被用者と何ら変わりのない状況の方も少なからずおられますので、そういう点でいえば、現行制度上はカバーされてませんので、そこは自治体として、カバーするべきではないかというふうに考えるところではありますが、その辺のカバーするのか否か、あり方についてお聞きしておきたいと思いま

す。

それから後期高齢者医療保険とも共通しますけれども、住民税非課税者の対する保険料免除策についての議論もずっと重ねているところでありますが、この問題も先ほどの子どもの均等割と同様に、そもそも税負担に関しては、収入に応じた累進制が基本でありますので、一定収入に満たない場合は、負担そのものが発生しないというのが原則でありますので、それに照らした場合、国民健康保険、国保の住民税非課税者への賦課、現在は、当然制度上、賦課されてるんですけれども、これが妥当か否か、税の負担の原則からして妥当か否か、その辺についての基本認識も聞いておきたいというふうに思います。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（寺澤秀和） 住民保険課長。

住民保険課長（大西成弘） それでは、芝議員の御質問にお答えいたします。

私の方からは、令和3年度決算のうち、住民保険課所管の福祉医療、それから国保についてお答え申し上げます。

まず、福祉医療費助成についてですが、こども医療費の年齢引き上げ、妊婦などへの対象拡大について、令和4年3月議会でも申し上げていますが、前提として、福祉医療費助成事業は、県からの補助金をその財源としていることから、拡充分については全額町負担となります。

そこで、今後、拡充を行うとした場合、国・県との連携が必須であると考えております。そのため、子ども医療費の年齢拡大については、前年度に引き続き、今年度においても、県に対し、町村会を通じて要望しているところでございます。

妊産婦への医療費助成につきましては、今後も近隣の動向や住民からの要望などに注視していきたいと考えております。

次に、現物給付化の対象年齢引き上げについてですが、こちらも同様に前年度に引き続き、今年度においても、県に対し、町村会を通じて要望しております。

未就学児に係る現物給付方式導入にあたっては、実施主体である市町村が勉強会を開催し、諸課題に関する検討を経て、全市町村合意のもと、令和元年8月診療分から実施しており、同様の行程を経ることが望ましいと考えております。

以上のことから、今後も引き続き、県・国に対する要望及び協議協議を重ねてまいりたいと思います。

次に、国保についてお答えいたします。

まず、子どもの均等割額ですが、収入がない子どもであっても、均等割額が賦課されるのは地方税法により、被保険者1人当たりにかかる均等割額が法定のものとされているからです。保険税は、偶発的な事故に備えて、準備財産として、被保険者があらかじめ拠出するもので、受益を想定して均等割額が賦課されていることから、収入に関わらず均等割額が賦課されるのは

妥当であり、保険制度を維持していく上においては、やむを得ないものと考えております。

ただし、子ども世帯の負担軽減という観点から、今年度から、開始した未就学児に係る均等割額軽減制度の対象範囲及び軽減割合の拡充については、町村会を通じ、国に対し継続的に要望を重ねているところでございます。

あと、傷病手当金についてですが、個人事業主が新型コロナウイルス感染症の罹患により、休業した場合の補填策につきましては、先の令和3年3月議会でも述べましたとおり、国や県の補助金・融資制度などを活用いただければと思いますので、町単独での実施は、現在、検討しておりません。

それから、住民税非課税者の保険税についてですが、先に述べたとおり、収入がないことを理由に受益に対して、賦課される保険税負担を免れるのは妥当ではないと考えます。一部の被保険者の負担を免除するということは、それ以外の被保険者の負担が増加することに繋がります。

公平性の観点からも、非課税世帯の被保険者も一定の負担を負うべきであると考えます。ただし、所得が一定基準以下の世帯には、軽減が適用される負担軽減措置が講じられております。

私からの回答は以上となります。

議長（寺澤秀和） 教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（吉岡秀樹） 私からは、芝議員の御質問、給食無償化にお答えいたします。

給食無償化につきましては、令和2年度は1年間分、令和3年度は1学期分を実施し、令和4年度は2学期の給食無償化を補正予算でお願いしたところ です。

効果につきましては、コロナ禍における子育て世帯の家計負担を抑えることができたということではありますが、その分析につきましては、それぞれの家庭の家計支出の状況は様々で、把握が困難であることからできておりません。

次に、一般対応や多子世帯対応としての給食無償化については、それぞれの自治体で政策的な判断をし、無償化の是非を決定することと考えますが、実施するためには、継続的に予算を確保しなければならないことから、その費用対効果や、その他の住民サービスのあり方など、総合的な政策判断を要する事項と考えております。

したがって、今般のコロナ対策で実施した給食費の一部無償化とは切り分けて、検討すべき事項と考える次第です。

私からは以上です。

議長（寺澤秀和） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也） 福祉医療、それから国保で給食無償化の順番でお答えいただいたかと思いますが、福祉医療の問題、結局、自治体としては、どこまで、手立てを打っていく必要があるのかという問題に、福祉医療だけと違いますけれども、いずれにしても、その施策が必要性について自治体と

して、どうなんだという問題が問われてくるというふうに思う次第であります。

子育て支援の関係で言いますと、少子化の中、やっぱり時代の担い手をしっかり社会全体で支えていこうということで、様々な自治体がその取組を進めているのが、今日の現状でありますので、そういう点で、この福祉医療の分野でも、国民健康保険証が、仮に保護者が滞納であったとしても、その子どもに対しては、国保証はきちんと渡すという年齢が18歳ということで、切られてるのは、やっぱり、社会全体がそこまではきちんと手立てをしていってあげようという観点からだというふうに、私は考えているところであります。

対象年齢の18歳までの引き上げについて、町長としては、まず、そういった社会全体で次代の担い手を支えていく、世に送り出していく、その辺の手助けとして、自治体としての策が位置付けでいくべきと私は思いますが、町長のそこら辺の考え方をお聞きしておきたいというふうに思います。

妊婦適用についても同様であります。生まれた子どもから、対象にするのか、身ごもった時点から、その子どもが対象になるのかということでもありますので、これは、全然、普通に子育て支援策で子どもさん身ごもられたら、それでもう子どもやという認定にして、母体が対象にしているっていうのが、全国の自治体の例でありますからね。これは、既に実施をしている自治体もありますので、私は、大いに習うべきだと思いますが、ここら辺、その辺の意向を町長からもお聞きをしておきたいというふうに思います。

それと、国保の観点ですけれども、税の問題、負担の公平性とか、受益の関係で、やっぱり負担が必要なんだというのが、現行制度上の大前提の制度の設計になっているというふうに思います。それはルール、毎回御答弁いただいているとおりでありますけれども、ただ、健康保険って言いますのは、損保や生保と違いまして、社会保障の範疇の保険ということになってきまして、今日の発達した経済社会の中で、社会全体で社会保障を充実発展させてくる中、実施されているものであるのが、健康保険、医療保険という範疇の取組になってまいります。そこでいけばですよ、所得税において、先ほども言いましたように、一定収入に満たない場合は、負担の必要がないというのがいわゆる税金の税制上の大原則でありますから、社会保障は基本的にこの観点だというふうに私は思います。これ、どっからその財源を確保してくるかっていうのは、当然必要な問題にはなりますけれども、考え方として住民税非課税の人に賦課されるでありますとか、収入がない子供に対しても均等割が賦課されるでありますとか、こういうことっていうのは、やっぱり制度の立て方、設計の仕方、考え方として、そこは税が一定収入に満たない人は、その負担はいらぬという大原則を逸脱しているということに、私は尽きるというふうに思うんですね。ですから、そこら辺は、もう全然制度を改善していく必要があると思いますけれども、まず、その考え方は、町長自身、いかに感じておられるか、その辺の制度設計の問題として、この矛盾を

どういうふうに感じておられるのか、そこを再度お聞きしておきたいというふうに思います。

制度については、求めている制度の実施については、課長からの答弁のとおり従来ずっとこの間、お聞きしてる答弁のとおり制度としては、実施の意向はないということは重々わかっていますので、そういった現行制度上の矛盾するその辺について、町長としてどうを見ているのか、考え方、受け止めをお聞きしてかけしておきたいというふうに思います。

それと、給食費についてですが、これ私、町長で4人目の町長との議論をするんですけども、最初の桧垣さんとは1年半ほどでしたので、この問題では議論してないんですけども、上田さん以来、竹村さん、小澤さんと3人の首長の皆さんとこの議論をしているところなんですけれども、総じて、今日に至るも御承知のとおり実施には至ってませんねんけども、コロナ対応で、これが初めて踏み切られたよというのが、ずっと、議論をしてる中で、取組としては、初めてあった話になります。

この川西町としては、そうなんですけれども、今般のコロナでは、全国やってないところ、一般対応としてやってたところはもちろんですけども、全国、これまでやってこなかったところも、ほとんどが給食費やっぱり手がけてるっていうのがコロナ対応での実績といいますか、状況ですのでね、そういう点でいえば、これはやっぱり制度上、ここは補完せなあかんと、手立て打つたらなあかんというのがあるから、コロナ対応だと思いますのかな、闇雲にこれしよう、あれしよう決めてくるのと違って、何が必要かということ考えて、これは、やっぱりコロナ対応として、手立てを打たなあかんと考えてやったのが、この取組やというふうに思いますので、そこら辺、制度上の必要性が非常にあるというふうに私は思うんですけども、そういった必要性の観点について、町長はいかがお考えか、それをお聞きしておきたいというふうに思います。

以上、よろしく申し上げます。

議 長（寺澤秀和） 町長。

町 長（小澤晃広） それでは、今、再度、御質問いただいております。

まずは、子ども向け施策、また、妊婦向けの施策について、御回答申し上げたいと存じます。

現在、子ども向け、子ども子育て世帯向け、また、子ども向け妊婦の方向けの施策について、福祉こども課を中心として、関係各課とも連携しながら、どういったものが適切であるか、また、住民のニーズに答えられるのか、諸課題について、議論を重ね調査研究を行うという動きをしておるところです。

また、妊産婦の方への医療費助成や18歳以下の子どもに医療費助成をすることとなりますと、新たな財源が必要となりますことから、国・県の動向も注視しつつ、実施につきましては、今後も引き続き、課題として調査研究を行っていきたいというふうに思っております。

続いて、制度の矛盾、国保の件含めてということですけども、考え方に

つきましては、先ほど担当課から御回答申し上げたとおりというのは変わらないんですけども、こういったこと自体が、支え合いでありますということと、受益者負担というものをどう考えるかという論点なんだというふうに思いますけれども、こういった点も、どこが適切なポイントなのかという議論が様々なところでされ、その結果、今こういった制度になっているという認識でありますので、大いにこういったことを議論されることはいいことだと思いますし、そうだと思いますけれども、その議論の結果を踏まえて取り組んでいくしかないのかなというふうに思っているところです。

次に、給食費についてですが、コロナの対策という形で対策を取られたっというのは事実というふうに思います。

これも、先ほどと同じ回答になるんですけども、子育て世帯向けの支援というところの観点で、給食費のこういったことを取り組むことがいいのかどうか、また、給食費となりますと、財源として、一定程度大きな財源が必要な手立てとなりますので、それが一番有効なのか、若しくは、他の手立てで行う方が有効なのかといったところもしっかりと考えねばならない事項であるというふうに考えておる次第です。

今回、そのコロナでこの策がとられたのは、まんべんなく手立てできる施策の一つだというところで取られる自治体が多かったのかなあというふうには感じるところでございますけれども、あの限られた財源、子育て世帯の支援という意味でこれが有効なのか、はたまた違うことが有効なのか、そういったことはしっかりと研究をした上で考え、検討していきたいなというふうに思っております。

議 長（寺澤秀和） これをもちまして、総括質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。本日の会議はこれをもって散会いたします。ありがとうございました。

（午前11時07分 開会）

議 事 日 程

総務建設経済委員会

厚生文教委員会

総務建設経済委員会議事日程

令和4年9月13日(火) 9時00分 開議
12時12分 閉会

日程第1

認定第1号 令和3年度川西町一般会計決算について
歳出 款1 議会費
款2 総務費
款5 農商工費
款6 土木費
款7 消防費
款9 公債費
款10 諸支出金
款11 予備費
歳入 上記関係歳入

日程第2

認定第6号 令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について

日程第3

認定第7号 令和3年度川西町水道事業会計決算について

日程第4

認定第8号 令和3年度川西町下水道事業会計決算について

日程第5

議案第38号 令和4年度川西町一般会計補正予算について
歳出 款2 総務費 項1 総務管理費
款6 土木費 項1 土木管理費
項3 都市計画費
歳入 上記関係歳入

日程第6

議案第40号 令和4年度川西町下水道事業会計補正予算について

日程第7

議案第41号 川西町附属機関設置条例の一部改正について

日程第 8

議案第 43 号 川西町営住宅条例の一部改正について

出席委員

委員長	弓仲 利博			
副委員長	芝 和也			
委員	石田 三郎	伊藤 彰夫	福山 臣尾	
議長	寺澤 秀和			
副議長	阪本 学			

説明のため出席した者

町長	小澤 晃広
副町長	森田 政美

総務特別参事	江畑 幸男	総務課長	西川 直明
--------	-------	------	-------

行政改革統括理事	石田 知孝
まちマネジメント担当理事	山口 尚亮
まちづくり推進担当理事	乾井 宏純

税務課兼債権管理課長	松下 正嗣
まちづくり推進課長	喜多 勲
デジタル推進室長	梅津 光章

会計管理者	岡田 充浩
-------	-------

職務のため出席した者

議会事務局長	中川 辰也
議会事務局主事	西村 俊哉

欠席委員及び職員

委員	中嶋 正澄
----	-------

厚生文教委員会議事日程

令和4年9月14日(水) 9時00分 開議
11時19分 閉会

日程第1

認定第1号 令和3年度川西町一般会計決算について
歳出 款2 総務費 項1 総務管理費 目11 新型コロナウイルス感染症対応事業費
目12 新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費
項3 戸籍住民基本台帳費
款3 民生費
款4 衛生費
款9 教育費
歳入 上記関係歳入

日程第2

認定第2号 令和3年度川西町国民健康保険特別会計決算について

日程第3

認定第3号 令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計決算について

日程第4

認定第4号 令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計決算について

日程第5

認定第5号 令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算について

日程第6

議案第38号 令和4年度川西町一般会計補正予算について
歳出 款2 総務費 項1 総務管理費 目11 新型コロナウイルス感染症対応事業費
項3 戸籍住民基本台帳費
款3 民生費 項1 社会福祉費
項2 児童福祉費

款4	衛生費	項1	保健衛生費
		項2	清掃費
款8	教育費	項2	小学校費
		項5	幼稚園費
		項6	社会教育費
歳入	上記関係歳入		

日程第7

議案第39号 令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について

日程第8

議案第42号 川西町介護保険条例の一部改正について

出席委員

委員長	松村	定則				
副委員長	福西	広理				
委員	寺澤	秀和	安井	知子	堀	格
						阪本
						学

説明のため出席した者

町長	小澤	晃広			
副町長	森田	政美			
教育長	橋本	宗和			
総務特別参事	江畑	幸男	総務課長	西川	直明
教育委員会事務局長	吉岡	秀樹			
住民保険課長	大西	成弘			
長寿介護課	栗林	美子			
福祉こども課長	中森	委香			
社会教育課長	浅田	裕信			
会計管理者	岡田	充浩			

職務のため出席した者

議会事務局長	中川	辰也
議会事務局主事	西村	俊哉

欠席委員及び職員

令和 4 年川西町議会
第 3 回定例会会議録

(第 3 号)

令和 4 年 9 月 22 日

令和4年川西町議会第3回定例会会議録（再開会）

召集年月日	令和4年9月22日		
召集の場所	川西町役場議場		
開 会	令和4年9月22日 午前10時00分 宣告		
出席議員	1番 阪本 学	2番 弓仲 利博	3番 福山 臣尾
	4番 堀 格	5番 松村 定則	6番 安井 知子
	7番 福西 広理	8番 伊藤 彰夫	9番 石田 三郎
	10番 寺澤 秀和	12番 芝 和也	
欠席議員	11番 中嶋 正澄		
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 小澤 晃広	副町長 森田 政美	
	教育長 橋本 宗和	総務特別参事 江畑 幸男	
	行政改革統括理事 石田 知孝	まちマネジメント担当理事 山口 尚亮	
	まちづくり推進担当理事 乾井 宏純	教育委員会事務局長 吉岡 秀樹	
	総務課長 西川 直明	税務課兼債権管理課長 松下 正嗣	
	住民保険課長 大西 成弘	福祉子ども課長 中森 委香	
	長寿介護課長 栗林 美子	まちづくり推進課長 喜多 勲	
	社会教育課長 浅田 裕信	デジタル推進室長 梅津 光章	
	会計管理者 岡田 充浩		
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 中川 辰也		
	モニター係 西村 俊哉		
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ		
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した		
	1番 阪本 学 議員	2番 弓仲 利博 議員	

川西町議会第3回定例会（議事日程）

令和4年9月22日（金） 午前10時00分 開会

日 程	議 案 番 号	件 名
第 1		委員長報告 認定第1号～認定第8号、 議案第38号～議案第43号 総務建設経済委員長報告 認定第1号、 認定第6号～認定8号 議案第38号、議案第40号 議案第41号、議案第43号 厚生文教委員長報告 認定第1号～認定第5号 議案第38号、議案第39号 議案第42号 質疑・討論・採決
	(日程追加)	
追加第1	議案第44号	川西町役場エントランスホール内装及び庁舎照明LED化他改修工事請負契約の締結について
追加第2	発議第6号	加齢性難聴者の補聴器購入等に対する公的助成制度の創設を求める意見書

(午前10時00分 開会)

議長(寺澤秀和) 皆様、おはようございます。

これより、令和3年川西町議会第3回定例会を再開いたします。

本日本におきましても、新型コロナウイルス感染予防対策のため、出席者全員にマスクの着用を求めますので、御了承ください。

会議に先立ち、11番、中嶋正澄議員より、欠席届が提出されております。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、委員長報告を議題といたします。

去る8日の定例会において上程され、各委員会に付託いたしました認定第1号から認定第8号及び議案第38号から議案第43号までの認定案8件、議案6件に対する審査の経過並びに結果について、委員長の報告を順次求めます。

総務建設経済委員長、弓仲利博議員

建設経済委員長(弓仲利博) 皆さん、おはようございます。

議長の指名をいただきましたので、総務建設経済委員会を代表いたします。委員長報告をいたします。

去る令和4年9月8日の本会議におきまして、総務建設経済委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果の概要につきまして、御報告申し上げます。

当委員会は9月13日に委員会を開催し、付託されました認定案4件、議案4件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

認定第1号、令和3年度川西町一般会計決算についてのうち、当委員会所管分についてであります。各款ごとに審査しましたので、款ごとの御報告といたします。

総務費では、職員の構成、その配置状況と職員の処遇、自治体DX推進に伴う業務改善効果、ふるさと応援寄付金記念品の国が定める地場産品の基準、本町の地域公共交通の現状と課題及び取組状況、そして、移動手段のドア・ツー・ドアへの対応、本町の財政運営と財政力を活かした施策展開、コロナ感染症起因の減収世帯等への対策などについて、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

次に、農商工費では、大和平野中央プロジェクト区域における農業振興の実施主体と今後の農業振興ゾーンの方向性、大和平野賦課金補助の今後の見込み、今後の病虫害対策、地場産品の学校給食への活用、そして、耐震診断と耐震改修の実施件数と、住民周知活動、企業立地奨励金の個人事業主対応などについて、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

次に、土木費では、町営住宅の管理戸数及び維持管理と活用方法、改良住宅の目的外利用などについて、各委員より質疑があり、いずれも詳細に説明を受けました。

次に、消防費では、防火水槽の耐震性と管理、災害対策における避難所の

想定と地域連帯、そして、防災訓練の実施計画と自治体間での情報共有などについて、委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

なお、本案件について、各委員からの主な要望については、次のとおりです。

- 一 農業用肥料が高騰しており、農業振興の観点からも農業従事者に対し、真に必要とされる支援を検討し、対応すること。
- 一 地場産品の学校給食への活用を検討し、対応すること。

以上、各分野にわたり厳選な審査の後、採決の結果、認定第1号については、賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてであります。

滞納回数の進捗状況と債権回収処理方法、繰上充用処理の見込み、住民に対する説明などについて、委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号、令和3年度川西町水道事業会計決算についてであります。

磯城郡水道企業団における今後の水道事業運営、奈良県域一体化となる場合の移行手順、参入判断基準、一般財源投入による料金の減免対応などについて、委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、賛成多数で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号令和3年度川西町下水道事業会計決算については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第38号、令和3年度川西町一般会計補正予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

各款ごとに審査いたしましたので、款ごとの御報告といたします。

総務費では、スマホ講習会実施の判断基準と継続的な取組、庁舎LED化などの工事と脱炭素に向けた取組、町管理施設トイレ等の整備及び自動水洗化の実施予定と温水洗浄便座等の衛生管理などについて、委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。

次に、土木費では、eスポーツを活用したフレイル予防効果と継続的取組などについて、委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号、令和3年度川西町下水道事業会計補正予算については、人孔工蓋改修工事の箇所数と、当該事業の経過年数について、委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号、川西町附属機関設置条例の一部改正について及び議案第43号、川西町営住宅条例の一部改正については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても、調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、総務建設経済委員長報告とさせていただきます。

何とぞ、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（寺澤秀和）　　続きます、厚生文教委員長、松村定則議員。

厚生文教委員長（松村定則）　　皆さん、おはようございます。

議長の指名をいただきましたので、厚生文教委員会を代表いたしまして、委員長報告をいたします。

去る令和4年9月8日の本会議におきまして、厚生文教委員会に付託を受けました議案の審査の経過と結果の概要につきまして、御報告申し上げます。

当委員会は、9月14日に委員会を開催し、付託されました認定案5件、議案3件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

まず、認定第1号、令和3年度川西町一般会計決算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

各款ごとに審査いたしましたので、款ごとの御報告といたします。

総務費では、子育てオンライン相談の内容と利用状況、当該事業と#8000との相違点、利用者増に向けた住民周知等の取組状況、健康グッズ支給事業の実績と受給者の反応などについて、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

次に、民生費では、主治医意見書作成手数料の内容、ぬくもりの郷デイサービスセンター及びグループホームの施設管理に対する考え方と民間への施設払下げの検討の有無、第8期介護保険事業計画によるグループホームの整備予定、ゆいの里あすかの利用状況、そして、子ども・子育て会議の委員構成や開催状況についてなど、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

次に、衛生費では、国保病院負担金の増額した理由、コロナワクチン接種会場送迎バスの利用状況と今後の対応とタクシーによる個別送迎への変更後の住民の反応、清掃活動費の助成の基準と方法及び交付実績などについて、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

次に、教育費では、学校給食費補助金の実績と交付要件、ふれあいセンター雨漏りの今後の対応、島の山古墳地中検査の内容、オリパラ・ホストタウン事業を単費事業で実施した理由と当該事業の学校教育での活用や教育事業としての事業継続の有無などについて、各委員より質疑があり、いずれも詳細な説明を受けました。

以上、各分野にわたり厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、認定第1号については、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第2号、令和3年度川西町国民健康保険特別会計決算について及び認定第3号、令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計決算については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計決算についてであります。

町直営となった地域包括支援センターの運営状況と利用者の反応についてなど、委員より質疑があり、詳細な説明を受け、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号、令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第38号、令和4年度川西町一般会計補正予算についてのうち、当委員会所管分についてであります。

各款ごとに審査いたしましたので、款ごとの御報告といたします。

総務費では、地域振興券配布事業のマイナンバーカード普及促進部分の実施方法とデジタル通貨としない理由、本町におけるマイナンバーカードの取得状況など、各委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。

衛生費では、地球温暖化対策実施計画の策定義務と法的位置付け、環境方針策定の取組、環境マネジメントシステム（EMS）の構築予定、そして、コロナワクチン接種会場運營業務委託の業務内容と契約の方法についてなど、各委員より質疑があり、詳細な説明を受けました。

なお、本案件につきまして、委員からの主な意見については、次のとおりであります。

一 EMS策定にあたっては、他の自治体に遅れることなく進めていただきたいこと。

以上、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号、令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について及び議案第42号、川西町介護保険条例の一部改正については、厳正な審査の後、採決の結果、全員一致で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、付託を受けました議案の審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る審査案件につきましては、地方自治法第109条の規定に基づき、議会閉会中においても調査並びに審査できるように議決されんことを望みまして、厚生文教委員長報告とさせていただきます。

何とぞ、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

議長（寺澤秀和） 以上で委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

議 長（寺澤秀和） 12番、芝 和也議員。

12番議員（芝 和也） 12番、芝 和也です。それでは、ただいま総務建設並びに厚生文教の両常任委員長から報告がありました今般上程の令和3年度の川西町一般会計決算をはじめとする国保等の各特別会計決算の認定案8本、令和4年度一般会計補正予算などの補正予算案3本、条例の一部改正案3本の都合14本に対する討論を行います。

態度表明であります。認定案では、3年度の一般会計並びに国民健康保険、後期高齢者医療保険、住宅新築資金の各特別会計及び3年度の水道事業会計の決算認定案5本については反対、それ以外の議案についてはいずれも賛成するものであります。以下、反対案について申し上げます。

まず、令和3年度の一般会計決算についてであります。当該年度は、町長就任後に引き継がれて、予算執行された年に当たります。

今日もそうですが、コロナ対応2年目の年としての取組が見られるわけですが、ワクチン接種は、国の取組です。ともかくとして、自治体ができるべきは、コロナ起因による減収世帯に対して、有効に働く策をいかに打っていくのかに尽きると存じます。ここがいかんせん、なかなか手が打ち出せていないところでありまして、非正規の皆さんを中心に、コロナに起因する収入減の直撃を受けていることは間違いありませんので、コロナ発生以来、確定申告も既に3年春と4年の春に2回を終えていることから、コロナ前に比べての減収を明らかにすることは容易でありますので、既に実施の1人親対応等と同様の手立てが届くよう、まだ補完されていない皆さんに対する取組の実施を求めるものであります。

また、懸案の学校給食の無償化につきましては、コロナ対応としては、令和2年が1年間、3年が1学期、そして、本年が2学期と、それぞれ実施されておりますが、コロナに関係なく、従前から無償化策につきましては、議論を重ねている問題であります。

コロナを経て、その効果の重要性が示されておりますので、この辺、通年実施に向けまして、鋭意検討を求めるものであります。

小澤町長も、本町の財務力については、認めておられるようにきちんと体力を備えた自治体であることに間違いはありません。この体力を大いに生かして、各種住民施策の向上に手を打っていくことが、本町としての魅力と売りを築いていくことに他なりません。住民税非課税等の低所得者対応、子ども医療費の対象拡大等の福祉医療の拡充策、補聴器購入助成等の高齢者福祉の拡充、太陽光パネル等の普及に向けた助成策など、脱炭素に向けた温暖化対応策、ブロック塀の撤去補助や広域連携避難の手立て等の災害対応、小学校同様に中学入学時の制服支給をはじめ高等教育への学資の手立て

等々の教育施策の拡充、学校給食への導入など米も含め、地場産品の販路としての農作物の活用、介護や国保等特別会計では解決が困難な課題に対しては、一般施策として、本町住民の健康増進に寄与する取組を講じ、一般会計、特別会計問わず連携策の導入等々、鋭意検討されることを求める次第であります。

こうした観点に立って、次年度以降の予算編成におきましても、大いに展開されることを求めまして、令和3年度の一般会計決算認定は非承認とする次第であります。

次に、令和3年度の国保と後期高齢者の医療保険についてであります。

国保と後期高齢者の両医療保険においては、従前から議論を重ねておりますように、税制上、納税が不要とされている住民税非課税者であっても保険料が分割される仕組みをはじめ、全く収入のない子どもに対しても、保険料が賦課される仕組みの改善を放置し続けて良いはずがないという問題であります。

議論は、受益者負担、支え合いの保険である以上、やむなしとする見解が示され続けていますが、今日の医療保険は、損保や生保のような民間の掛け金に応じた保障が担保される保険ではありませんでして、発達した経済社会の成せる技でもありますし、憲法が保障する社会保障の制度に他なりませんので、この解決はあつてしかるべきと存じます。加えて、保険料そのものの賦課が、今後ますます膨らむ傾向にあることから、負担能力を越えた保険料については、支払能力を越えた状態になることは明らかでありますので、この問題解決は、待ったなしの課題であるということはいまでもありません。

現に、当該年度におきましては、現行の法定軽減の対象者がどちらの医療保険においても、概ね6割強を占めている現状からしましても、負担能力の関係はきちんと視野に入れてことを示すべき問題と心得ます。

解決には、一般対策における手立ても含めて、包括的に検討する以外に道はないと存じますが、これらの軌道修正がないままの決算認定は、認定できるものではありませんので、非承認とする次第であります。

次年度以降の予算編成におかれましては、是非、この辺の手立てを講じられることを強く求めるものであります。

次に、令和3年度の住宅新築資金等貸付事業の決算認定についてであります。

積年の回収状況であります。当該年度もまだそうでありましたが、収入に不足する分を、翌年度の繰上充用で賄う変則的な会計処理は、続いておりまして、間もなく終わりそうですから、あとは、貸付後の貸付残の回収にあたるのみということであります。

当該年度末では、その貸付金の未回収分がざっと9000万円ほどありまして、そのうち、完済の時期は未確定ですが、動いているもの、回収が動いているものは、3500万円、残りの5500万円ほどは、事実上、焦げ

付きということでもあります。

審査の過程で、お認めのように、この焦げ付き分については、動く見通しは全くないとのことでありますので、残された術は、不納欠損で落とすか、国の処理に載せるかしかないとのことでありまして、いずれの処理にせよ、この尻拭いは、税金を当てる以外にありませんので、本会計につきましては、町長の代が変わられたときを一つの節として、これらの状況を住民の皆さんに対して、つまびらかに現状を説明し、事後の処理に当たることが、会計処理としてふさわしいものと存じます。

再三にわたってこの点を指摘し、その実行を求めています。国の処理の行方が確定するまでは、顛末を示すことはできない旨、そこは頑として譲るつもりがなさそうであります。

いずれにしましても、事実上焦げついた5500万円の額が変わることはありませんので、現在、町長の座におられる小澤晃広さんには、この事態を招いた事務に関しては、何の責任もありませんので、ここはきちんと整理をされて、焦げ付きを生んだ原因を明らかにして、残債の処理に当たることが、その職責にある者の務めと心得ます。

審査の過程で念をつきましたが、説明ができない不都合はないとのことでありますので、これをきちんと説明した上で、残債の回収に当たられることを改めて求めまして、本会計決算についても、非承認とするものであります。

次に、水道事業会計についてであります。

目下、県全体の統合に向けた渦中に置かれている現状のもと、磯城郡水道への移行を最後の年として、当該年度におきましても、安全安価で良質の水道水を安定して供給することが求められており、これに向けて鋭意努力されていることは、積年、評価してきたとおりであることに変わりはありません。

ただ、今後、県一体化に参加するにせよ、しないにせよ、住民の皆さんにとって、現行と比べてメリット・デメリットが当然ついて回るようになることから、そこは、メリットがあるからこそ、その道を選択するという結論に至るよう、その判断と経緯の説明を重ねて求めるものであります。

今日、本事業は、配管をして水を仕入れて小売りをするのが、本町の取組にな

っており、コスパのみに捉われてはなりません。運営に関しては、それが大きなウエイトを占めていることは間違いのないものと存じます。

今後は、予算決算を、議会を通じて、住民が議論をする体制下にはなくなりますので、これまで以上に経営情報をつまびらかに開示し、住民の誰もが容易に判断ができる状況をつくっていくことが不可欠になってくるものと存じます。

この点への留意を求めるとともに、本会計で積年、議論を重ねている他会計からの繰入れによる基本料金の負担軽減に関しましては、残念ながら未実施のままであります。この間、コロナ対応で臨時的に基本料金の免除措置がとられたことから、その取組が物理的に可能であることが改めて示され

た形となったことは承知のとおりであります。

今後、どういう仕組みで運営されるかにもよりますが、今日水道事業は、本町の全住民が利用できる状態に、整備が行き渡っていますので、住民サービスとしましては、一般行政サービスの水道事業サービスの何ら変わるものではありません。本町が運営に携われる道を選択するならば、この基本料金軽減策に留意した予算措置を講ずることを引き続き求め、その改善がなされるまでは、本町水道事業会計決算につきましては、非承認とする次第であります。

以上、反対案に対する討論を終わります。

議長（寺澤秀和） 他に討論ございませんか。

4番、堀 格議員。

4番議員（堀 格） 4番、堀でございます。

今般、本議会に提案されております各議案につきまして、賛成の立場から討論をさせていただきます。

特に、問題がある議案がありませんので、あえて賛成討論する必要はないかと思いますが、今、反対討論がありましたので、若干、付言をさせていただきますと思います。

まず、令和3年度の一般会計についてでありますけども、一般会計を含め健康保険もそうありますが、魅力あるまちづくりという観点から、こういった行政における福祉行政を本来どうあるべきかということを考えてときに、それぞれ個々のなとこで、よその市町村に比べて、うちがこんなところがあるよと、こんなことがあるよというやり方をするのか、僕は、本来そうじゃなくって、川西町の魅力っていうのは、今進めておりますように駅前を整備して、川西町の景観を守る、或いは、道路を綺麗にする、そういった町の佇まいを綺麗にすること。そして、やっぱり、川西町の恵まれた道路事情を踏まえてですね、産業と農業とのバランスの取れた立地をつくっていかうと、それと、川西町で住んでおられる子どもさんから老人までが安心して住めるまちづくりをつくっていかうと。今は、老人に関しましては、ぬくもりの郷とゆいの里ってありますが、それぞれ、かなり満杯の状況になっておりますから、こういったものをどうしていくか、そして、やっぱり子どもさんに関しましては、基本的には川西町で、子どもを作るのは、非常に安心ですよと、どこどこに相談したら、いろいろ相談のってくれる。それでまた、もうちょっと成長すれば、待機児童というのはないと、今、学童保育所を増設・増築を進めておりますけども、そういったものが、設備が十分整っている。そして、小学校・中学校、そういった子どもさんたちが、川西町で過ごしていくのに、安心して学校行かせられるという、そういう全体的な町のあり方というものです。まず、しっかりとつくっていくと、そういうところにいろいろ投資をしていくことが、まず、大事だろうというふうに思います。

だから、個々のなところに目を配るんじゃなくて、まず、川西町の魅力というものを、よその市町村と遜色のないように、早くつくり上げていくとい

うところに、ウエイトを置いていくべきじゃないかと思ういます。

あと、若干、意見については、最後申し上げたいと思いますが、また、健康保険の制度に関しましては、後期高齢者の医療制度もそうでもありますけれども、この負担についてはですね、いろんな学者さんたちが知恵を絞って、いわゆる利益を受ける人の部分だから、それが2人いるのか、1人なんか、3人いるのかという利益を受ける部分と、そして、もう一方は、負担能力という、その両面からこの費用負担を考えようということで制度をつくって、ただ、その一方的に制度をつくただけでなくて、応益の部分より均等割については、やっぱり社会的弱者については軽減する。さらに、現在の少子化の時代にあって、子どもの分をどうするかということで、例えばこの4月からですね、未就学児については半額ということになったようではありますが、そういう政策的な考慮を持ち込んで、制度をつくっていくと、そこえですね収入がないから、ゼロにするという単純だが、せつかく応益部分と応能部分と分けた制度をつくっておきながら、それを壊すっていうのは、やっぱりいかなものかと思えますから、現状の状況です、続けていくというのが、一番妥当であろうというふうに思います。

あと、住宅の関係で住宅新築資金の貸付事業でありますけれども、これ毎回議論されておりますから、余り深く申し上げるつもりはありませんが、とりあえず現在はですね、回収できるものを一生懸命回収していくということと、この事業は、川西町が単独でやった事業でもありませんから、各市町村も同じ問題抱えておりますが、やっぱり、基本的には共同歩調でね、共同歩調で、県ともゆっくり相談しながらですね、対応していくというのが、住民にとっても、他所と同じような対応してるんだなっていうのが、一番、安心材料になると思えますから、そういう格好で対応していくというのは、現在の対応が、一番いいんじゃないというふうに思います。

それから、水道事業でありますけれども、今後の県一本化になることについては、今後いろいろ検討を進めますから、将来のことについて、あえてここで申し上げるつもりはありません。なお、水道事業について、一般会計からお金を出して、出して、水道料金を下げたらどうかというのが、あるようではありますが、基本的な水道事業というのは、いわゆる水道住民へ提供するサービス、サービスの部分は、負担する人が負担しようと。それで、サービス以外の部分、例えば、震災対応をどうするかとか、あるいは災害が起こったときに、修理するのはどうするかとか、そういうときには、一般会計から負担する。まあ、当然だと思いますけれども、そういった、いわゆる独立採算的に運用をすることによって、水道事業を適正な運営を保っていかうということで、公営企業の法律がそうなってるわけですから、今のやり方が一番正しいんだろうというふうに私は思います。

最後に、若干意見を申し上げさせていただきますと、先ほど言いました川西町の魅力あるね、魅力あるまちづくりというものを、できるだけ早く、つくっていくべきだというのは、この前、新聞載ってましたけどの大和郡山の

駅がガラッと変わると、今度は、県の方はそちらへの費用負担、近鉄電車もそちらへの費用負担というのが出てまいりますから、大和郡山の駅に比べると小さな川西町の場合では、そちらの方の費用発生が出る前で、できるだけ早くね、こちらの方進めて、有利に進めていくということも必要だろうと思います。

そういった意味で、ある学者さんが、言っていましたけども、やっぱり、町長あるいは教育長、そういう組織の長はですね、サッカーに例えれば、審判になるだろうと、審判というのは、非常にあらゆる知識を詰め込んだ優秀な人材だと、だから公益の審判員になろうと思ったら、なかなか簡単には取れない。けども、こういう物事を進めていくというときには組織の長は、審判ではなくてサッカーに例えれば、フォワードになれば、要するにみんなを引っ張ってですね、ゴール目掛けて突っ込んでいく、突っ走っていくというそういうものを持つことによって、これは、地方自治の問題を言ってるんじゃないで、今の日本の沈滞した状況をどないしたら、革新できるかということの提案で言っておられるんですけど、それは地方自治でも同じだろうと思います。是非、そういう町長、教育長さんには、フォワードになって川西町を一日も早く、頑張っていたきたいというふうに思います。

この一般会計でありますけども、3億円という大きな黒字になってますが、前年度からのですね、前年度からの繰越を差し引いた実質の単年度収支でも2億2000万ぐらいの黒字になっております。

先ほどの、まちづくりを進めていくという意味からいったら、そこまで黒字を残すのはいかなもんかと思えますから、ちょっとでも、プラスになるようにお金を使って、まちづくりをどうしていくか、教育をどうしていくかっていうところですね、どんどん進めていっていただきたいなということを要望いたしまして、賛成討論とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議 長（寺澤秀和） 他に討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 討論がないようですので、これをもって討論を終わります。

これより採決に入ります。

認定第1号、令和3年度川西町一般会計決算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告はいずれも認定するものです。

認定第1号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手を願います。

【挙手する者あり】

議 長（寺澤秀和） 賛成多数であります。よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第2号、令和3年度川西町国民健康保険特別会計決算についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

本案に対する厚生文教委員長の報告は認定するものです。

認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手を願います。

【挙手する者あり】

議 長（寺澤秀和） 賛成多数であります。よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第3号、令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計決算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生文教委員長の報告は認定するものです。

認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手を願います。

【挙手する者あり】

議 長（寺澤秀和） 賛成多数であります。よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第4号、令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計決算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生文教委員長の報告は認定するものです。

認定第4号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手を願います。

【挙手する者あり】

議 長（寺澤秀和） 賛成全員であります。よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第5号、令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する厚生文教委員長の報告は認定するものです。

認定第5号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手を願います。

【挙手する者あり】

議 長（寺澤秀和） 賛成全員であります。よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、認定第6号、令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は認定するものです。

認定第6号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手を願います。

【挙手する者あり】

議長（寺澤秀和） 賛成多数であります。よって、認定第6号は委員長の報告のとおり、認定することに決定をいたしました。

次に、認定第7号、令和3年度川西町水道事業会計決算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は認定するものです。

認定第7号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手を願います。

【挙手する者あり】

議長（寺澤秀和） 賛成多数であります。よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、日程第8号、令和3年度川西町下水道事業会計決算についてを採決します。

この採決は、挙手により行います。

本案に対する総務建設経済委員長の報告は認定するものです。

認定第8号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手を願います。

【挙手する者あり】

議長（寺澤秀和） 賛成全員であります。よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議案第38号、令和4年度川西町一般会計補正予算から、議案第40号、令和4年度川西町下水道事業会計補正予算についてまでの3議案を一括して採決します。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告はいずれも可決するものです。

議案第38号から議案第40号までについて、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

【挙手する者あり】

議長（寺澤秀和） 賛成全員であります。よって、議案第38号から議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第41号、川西町附属機関設置条例の一部改正についてから、議案第43号、川西町営住宅条例の一部改正についてまでの3議案を一括して、採決します。

この採決は、挙手により行います。

各案に対する総務建設経済委員長、厚生文教委員長の報告はいずれも可決するものです。

議案第41号から議案第43号までについて、委員長の報告のとおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

【挙手する者あり】

議長（寺澤秀和） 賛成全員であります。よって、議案第41号から議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、町長より議案第44号、川西町役場エントランスホール内装及び庁舎照明LED化他改修工事請負契約の締結について並びに会議規則第14条の規定により、12番、芝 和也議員ほか他3名から、発議第6号、加齢性難聴者の補聴器購入等に対する公的助成制度の創設を求める意見書が提出されております。その写しをってお手元に配をしております。

お諮りいたします。

会議規則第22条の規定により、議案第44号、川西町役場エントランスホール内装及び庁舎照明LED化他改修工事請負契約の締結について及び発議第6号、加齢性難聴者の補聴器購入等に対する公的助成制度の創設を求める意見書を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2としたいと思いません。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（寺澤秀和） 異議なしと認めます。よって、追加日程第1、議案第44号、川西町役場エントランスホール内装及び庁舎照明LED化他改修工事請負契約の締結について、追加日程第2、発議第6号、加齢性難聴者の補聴器購入等に対する公的助成制度の創設を求める意見書を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第1、議案第44号、川西町役場エントランスホール内層及び庁舎照明LED化他改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

町長。

町長（小澤晃広） それでは、議案第44号、川西町役場エントランスホール内装及び庁舎照明LED化他改修工事請負契約の締結について、御説明申し上げます。

この工事は、脱炭素化・省エネルギー化の取組の一環として行う庁舎照明のLED化改修工事とともに、老朽化した庁舎の長期利用を進めるため、エントランスホールを改修するものでありまして、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、当該請負契約の締結について、議会の議決を求めるものであります。

契約方法は、一般競争入札

請負金額は、消費税及び地方消費税込みで、8789万円

契約の相手方は、奈良県奈良市西木辻町200番地61、株式会社武部商会、代表取締役武部哲也であります。

なお、工期は、契約締結日から、令和5年3月15日までとなっております。

す。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長（寺澤秀和） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

12番、芝 和也議員

12番議員（芝 和也） それでは、今般の請負契約について、これも町長、言われましたように、一般競争入札でした結果応札1社で武部商会在落札という形になりましたが、当初予算でLEDの工事の額を9000万円ほど予算化していましたが、見積り上げてきたら、LED工事がその額以内に収まって、玄関周りの工事も含めて、LEDで当初予算した額で全部収まるから、一括して発注すると、こういう形で今般の入札になったというふうに、先だつての参集の折にも説明を受けていますが、工事の内訳ですねんけれども、建築の工事とLED関係の工事とかありますけれども、この辺、LED工事がだいたい全体の7割ぐらいの額を占めていまして、あと3割ぐらいが玄関周りの工事と、こういうことになっているかと思えます。

そこで、発注する業種はどういうふうになってるのかっていうことでの説明で言えば、設計屋さんとの相談で、建築屋に出すのがいいのと違うかということで、今回は、そういうふうを選択した旨、先だつての参集の折には伺ったところなんでありますけれども、そこら辺、発注する業種の見極めとして、町はどういうふうに判断をなさっているのか、この辺の見極めについて、お伺いをしておきたいというふうに思います。

議長（寺澤秀和） 副町長。

副町長（森田政美） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

これまで、本町では、業種的设计金額によって、例えば、設備工事の方が高ければ、設備の工事屋さんに発注というようなことをずっと行ってきてまいりました。

今般、なぜ建築業者だつてということなんですけれども、工事の内容が、LED化工事というのは、言えば部品の交換で割と簡易なものをただ個数が多いために7割になったと、それよりも町長が、特に力を入れておられました庁舎を長く持たす、それと住民さんが役場の庁舎に入ったときに明るい雰囲気にしたいたいということで、こちらを重視したいということで、建築的设计業者とお話させてもらいました。

その中で、どちらの業種で入札を計るかというところの議論になったときに、設計業者さんから、エントランスを本当によくしたいという気持ちがあるんであるならば、設備業者さんに建築業をやっていただくよりも、建築業者さんがエントランス工事をやり、設備業者さんを雇ってくる方が、綺麗に収まるであろうという御指導をいただきましたので、総合的に判断させていただきまして、建築業者で発注させていただいたところでございます。

議長（寺澤秀和） 12番、芝議員。

12番議員（芝 和也） 事情は、そういう事情やということかと思えます。

そこら辺、その都度、工事をする場合に、そのときの状況によって、そこら辺の判断が変わってくるということにも、今の話ではなってくるのかなというふうに感じたところなんですけれども、これ言いかえますと、その状況に合わせて、都度都度判断をするということもあれば発注する意図、町長らの意図で、この業者とかいうふうなことも何某の基準をきちんと定めていないと、やっぱり、そこは、意図するところで発注する業種が変わってくるということにならざるを得ないのかなというふうに、今の話では思いますんで、そこら辺、やっぱり、町としては、業種を選考するにあたって、基準としては一定の基準を敷いて、それに照らして、こうですという客観性を持たせることが必要ではないかと思うんです。

住民の皆さんから見ても、その辺、カクカクしかじかこういうことになっていくことに基準があるんですってということになるのが、筋ではないかなっていうふうに感じているんですが、そこら辺、そういった一つ一定の基準を敷いて、やっぱり、町の判断としていくということについては、いかがお考えになるでしょうか。

その辺の整理についてお尋ねをいたします。

議 長（寺澤秀和） 副町長。
副 町 長（森田政美） 基準っていうのも、大切かなっていう気はいたしておるんですけども、とにかく工事の発注する設計が上がってきて発注するに当たって、その専門性、困難性というんですかね。例えば、これがLEDの部品の交換ではなく、自家発であったり、そういう専門性・重要性が必要な工事であったら、設備業者に依頼するか、若しくは、別々に発注するか、建築は建築、設備は設備で別々に発注するかっていうような、選択も考えられたと思うんですけども、繰り返しになりますが、今回は、LEDに関しては、電気器具の交換っていう割と簡易な、簡易というか、優しいという言い方が正しいかわかりませんが、工事であって、それよりも、住民さんが明るい、来やすい役場になったよねっていうような、デザインも含めてのエントランス工事の方が、より専門的に良い施工をしていただきたいっていう思いがございましたので、建築で出しました。これは、先ほどの回答と一緒になんですけども、今、芝議員がおっしゃった基準っていうことに関して、じゃあ、金額で単純にそうするのか、っていうのもおかしい話ですし、何が困難というか、重要なかっていうのは、やっぱり、都度、見極めなければならないのかなっていう気はしています。

ただ、ちゃんとそれを住民の皆様説明できるような、根拠というか、説明は必要なのかなと思いますけど、なかなか一定の基準というのは、作りにくいのかなっていう気はしております。

また、内部で検討させていただきます。

議 長（寺澤秀和） 他に質疑ございませんか。

6 番、安井知子議員。

6 番議員（安井知子） 今回1社だと聞いています。

いつも私、この入札のときには思うんですけどもね。川西町優先という心、これを持たないと、いろいろと業者の方から苦情が入ります。

私みたいな者に苦情を言っても何の足しにもならない。それなのに言ってくる。やはり、川西町の工事の発注の仕方に不満を持っている川西町の業者というのが、多々おられると思います。

だから、この3割の分野に重きを置いて、今回、こういう発注をなされた。

そして、それを私たち議会がお聞きするときには、金額と会社のみしか聞きません。そして、ここで議員が手を挙げて賛成か反対か、手を挙げて賛成した。今後、物言うときには、あのとき、議員賛成したやないかと言われます。だからね、私こういう発注の賛否取るのはとても嫌なこと、取られる方はすごく嫌ですよ。

そして、私、今言いたいのは、川西町の工事業者優先という心を持つ、それが川西町の発展に繋がると思います。それだけです。

議 長（寺澤秀和） 副町長。

副 町 長（森田政美） 今、安井議員がおっしゃったように、川西町の業者も大切に育成していくっていう、観点も重要かと思われま。

ただ今回、一般競争入札、条件付きではありますが、一般競争入札で、広くそういう技術をもった業者、結果、1社しか応募はなかったんですけども、広く募集して、工事を公正公平に入札していくっていう方法を、今回は選ばさせていただきました。

業種、事業の内容によりまして、もちろん、町内業者育成っていうことも、大事なことだと思っておりますので、工事の施工の内容によって、また業者選定委員会の方で、慎重に審議させていただいて、取り決めさせていただきたいと思えます。

議 長（寺澤秀和） 他に質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 質疑がないようですので質疑を終わり、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

4 番、堀 格議員。

4 番議員（堀 格） 4 番、堀でございます。

反対討論がない中で、賛成討論するのはいかなもんかと思えますけれども、今の質問との関係で、賛成討論を敢えてさせていただきます。

今回は、金額的には、LEDの方が高いけれども、デザインの問題があるから、そちらを優先させて、建設業者を選んだという説明であります。それが、むしろ正しいんだろと思うんですけども。

先ほどの議論と重なるんですけども、残念ながら、現在の日本はですね、世界で通用する論文がですね、年々少なくなってきた、中国はおろか最近ではインドにも抜かれて、10番目ぐらいに落ち込んでるんですが、そういう事態をいかに切り開いていくか、いわゆるイノベーションというその部分で

すね、先ほどは、京都大学の客員教授の方が言われたのを引用したんですけども、何故、日本がそうどんどん論文が少なくなってきたのか、その根本的な原因は、やっぱり日本人は、枠組みね、枠組みをつくって、枠組みを守りすぎるからだ、と、やっぱり、枠組みをとっばらってね、それを打ち壊して新しいものをつくっていかないかん、そうそういう発想も持たないと、これ日本は滅びるよと、こういう考え方であるわけですから、やっぱり、ことの性質に応じてね、ことの性質に応じて何が一番いいのか、金額が大きいから、専門の無い人にデザインしてもうて、ほんまにいいのかという問題がありますが、そういうことをやることによって、町内の業者もね、大いに新しくできたものを見て勉強してもらったらいいんですよ。どんどん競争してもらったらいいと思うんですよ。

枠組みに余りこだわらない、基準をつくるっていうのは、枠組みをつくるということですから、ある程度の柔軟性というのを持たないと、日本全体が滅びるところということでもありますから、そういう意味で、今回のやり方が適切だというふうに思いますので、あえて賛成討論をさせていただきます。以上です。

議 長（寺澤秀和） 他に討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。

議案第44号、川西町役場エントランスホール内装及び庁舎照明LED化他改修工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は挙手により行います。

議案第44号について、原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手を願います。

【挙手する者あり】

議 長（寺澤秀和） 賛成多数であります。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第2、発議第6号、加齢性難聴者の補聴器購入等に対する公的助成制度の創設を求める意見書を議題とします。

提出者の説明を求めます。

12番、芝 和也議員。

12番議員（芝 和也） 12番、芝 和也です。

加齢性難聴者の補聴器購入等に対する公的助成制度の創設を求める意見書を石田三郎議員、松村定則議員、福山臣尾議員の賛同を得まして、提出をいたしましたので、代表いたしまして、御説明申し上げます。

加齢に伴い、人は耳の聞こえ具合が低下する傾向にあることは、皆さん御承知のとおりでありまして、国立長寿医療健康センターの調べによりますと、我が国の65歳以上の高齢者の約半数が、その傾向が見られるということで、普通に耳の遠い人が存在するのは、ごく自然な状態のようでありま

す。

御承知のとおり、聴力が低下しますと、必然的にコミュニケーション能力が低下してしまいがちになりまして、家庭の中でも、地域社会においても、孤立していきがちになることから、鬱や引きこもり、認知症の原因になることが、現在では広く知られているところであります。

これを防ぐべく策として、活用されているのが、補聴器の使用になりますが、我が国の場合、諸外国と比べまして、難聴者の割合はさほど変わらないにも関わらず、使用率が3分の1程度にとどまっているのが特徴でありまして、この違いがどこから来ているのかを見てみますと、補聴器購入に対する公的な手立てが、我が国の場合は、障害者のカテゴリーで捉えられて講じられているのに対しまして、諸外国は、医療のカテゴリーで捉えて、難聴症状の早い段階からケアするべく、補聴器が使用できるように、公的な補助制度を敷いているとの違いから来ているようであります。

本町では、まだ、実施に至りませんが、目下、聴力低下を抑える一助になればと、自治体レベルで障害認定手前の中等度の難聴者の皆さんに対して、補聴器購入時に、一定の助成措置を実施する自治体が広がってきていますが、自治体間で取組の中身は、まちまちでありますので、そうした取組の違いが生じないように、また、難聴者へのケアがより行き届くように、我が国でも諸外国並みに、補聴器購入時における公的補助の制度化を国に対して求めようとするものであります。

議員各位からは、補聴器だけにとどまらず他の分野へも、助成制度の導入を盛り込んだ制度化等々の御意見も賜っているところではありますが、それらも含め、今後の取組に生かすべく精進して参る所存でありまして、補聴器以外の策を否定するものでは決してないこともお含みいただきたく存じます。

先ずは、今般の補聴器の分野で、公的補助の制度化を迫りながら、さらなる裾野を拡大へと繋げてまいりたいと考えている次第であります。

至らぬ点は、多々あろうかと存じますが、何とぞ御理解賜りまして、本町住民の加齢性難聴者の皆さんへの手立てに道が開かれることを願ひまして、御賛同いただき、御議決くださいますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。

議 長（寺澤秀和） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 質疑がないようですので質疑終わり、これより討論に入ります。
討論ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 討論がないようですので討論を終わり、これより採決に入ります。

発議第6号、加齢性難聴者の補聴器購入等に対する公的助成制度の創設を求める意見書を採決します。

この採決は挙手により行います。

発議第6号について、原案のとおり採択することに賛成の議員は挙手を願います。

【挙手する者あり】

議 長（寺澤秀和） 可否同数であります。

したがいまして、地方自治法第160条第1項の規定によって、議長が本件に対して裁決します。

発議第6号について、議長は、採択と裁決します。

以上をもちまして、本定例会に付議されました議案につきましては、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

総務建設経済委員会、厚生文教委員会及び議会運営委員会並びに駅周辺整備特別委員会、工業ゾーン創出特別委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、地方自治法の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査したいと思えます。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議 長（寺澤秀和） 異議なしと認めます。よって、閉会中においても、常任委員会及び特別委員会を開催することに決定をいたしました。

これをもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

議員各位には、何かとお忙しい折にもかかわらず、本定例会に提案されました諸議案につきまして慎重に御審議賜り、かつ、議会運営に御理解のある御協力をいただきましたことに対しまして、議長として厚く御礼を申し上げる次第でございます。

理事者におかれましては、今後も引き続き厳しい財政状況が予想されるため、予算の執行にあたりましては、経済性、効率性及び有効性に配慮しつつ、厳正な執行を望むものであります。また、議員各位から出されました御意見なり要望を十分に尊重していただき、今後の町政に一層の御努力を賜りたいと存ずる次第であります。

閉会に当たり、町長より閉会の挨拶をお願いいたします。

町長。

町 長（小澤晃広） 閉会にあたりまして、一言、御挨拶させていただきます。

本議会におきましても、提案させていただきました議案に御可決いただきまして、誠にありがとうございました。

まだまだ、コロナの状況も落ち着かず、町内でも感染者が多くいる状況がございます。

そういった点につきまして、配慮をしながら、一方で、しっかりと川西町の未来をつくっていくという観点を持って、町政にあたっていきたいと思っております。

昨年度、就任させていただきまして、1年と少し経っており、今、1回目の予算を執行しているわけでございますけれども、来年度に向けまして、しっかりと、どういった構想で、どういった未来像をつくっていくのか考え、予算を組み、執行をしていきたいというふうに思っております。

引き続き、皆様の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議 長（寺澤秀和） これをもちまして、令和4年川西町議会第3回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

（午前11時07分 開会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年9月22日

川西町議会

議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
認定第1号	令和3年度川西町一般会計決算について	9月22日	原案認定
認定第2号	令和3年度川西町国民健康保険特別会計決算について	9月22日	原案認定
認定第3号	令和3年度川西町後期高齢者医療特別会計決算について	9月22日	原案認定
認定第4号	令和3年度川西町介護保険事業勘定特別会計決算について	9月22日	原案認定
認定第5号	令和3年度川西町介護保険介護サービス事業勘定特別会計決算について	9月22日	原案認定
認定第6号	令和3年度川西町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算について	9月22日	原案認定
認定第7号	令和3年度川西町水道事業会計決算について	9月22日	原案認定
認定第8号	令和3年度川西町下水道事業会計決算について	9月22日	原案認定
議案第38号	令和4年度川西町一般会計補正予算について	9月22日	原案可決
議案第39号	令和4年度川西町介護保険事業勘定特別会計補正予算について	9月22日	原案可決
議案第40号	令和4年度川西町下水道事業会計補正予算について	9月22日	原案可決
議案第41号	川西町附属機関設置条例の一部改正について	9月22日	原案可決
議案第42号	川西町介護保険条例の一部改正について	9月22日	原案可決
議案第43号	川西町営住宅条例の一部改正について	9月22日	原案可決
議案第44号	川西町役場エントランスホール内装及び庁舎照明LED化他改修工事請負契約の締結について	9月22日	原案可決
同意第4号	川西町教育委員会教育長の任命について	9月8日	原案同意
同意第5号	川西町教育委員会委員の任命について	9月8日	原案同意
同意第6号	川西町公平委員会委員の選任について	9月8日	原案同意
発議第4号	町長の専決処分事項に関する条例を廃止する条例について	9月8日	原案可決
発議第5号	町長の専決処分事項の指定について	9月8日	原案可決
発議第6号	加齢性難聴者の補聴器購入等に対する公的助成制度の創設を求める意見書	9月22日	原案採択

